大学番号：私333

［平成２７年度設置］
計画の区分：大学の設置

認可

鳥取看護大学　看護学部　看護学科

【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書

学校法人 藤田学院
平成２８年5月１日現在

作成担当者
担当部局（課）名　鳥取看護大学事務室
職名・氏名　課長　岡野（オカノ）　祐一（ユウイチ）
電話番号　0858-27-2800
（夜間）　0858-27-2800
ＦＡＸ　0858-27-2803
ｅ－mail　okayu@ns.tcn.ac.jp

（注）１　「計画の区分」は設置時の基本計画書「計画の区分」と同様に記載してください。
２　大学院の場合は、表題を「〇〇大学大学院　・・・」と記入してください。
設置時から対象学部等の名称変更があった場合には，表題には設置時の旧名称を記載し，その下欄に（　　）書きにて，現在の名称を記載してください。
例）　〇〇大学　△△学部　□□学科
（◇◇学部（平成◇◇年度より学部名称変更））
表題は「計画の区分」に従い、記入してください。
例）
・大学新設の場合：「〇〇大学」
・学部の設置の場合：「〇〇大学　△△学部」
・学部の学科の設置の場合：「〇〇大学　△△学部　□□学科」
・短期大学の学科の設置の場合：「〇〇短期大学　△△学科」
・大学院の研究科の設置の場合：「〇〇大学大学院　〇〇研究科」
・通信教育課程の開設の場合：「〇〇大学　△△学部　□□学科（通信教育課程）」
３　大学番号の欄については，平成２８年３月３０日付事務連絡「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について（依頼）」の別紙に記載のある大学番号を記載してください。

目次

看護学部

＜看護学科＞　　ページ

１．調査対象大学等の概要等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
２．授業科目の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３．施設・設備の整備状況、経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
４．既設大学等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
５．教員組織の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
６．留意事項等に対する履行状況等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
７．その他全般的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

1　調査対象大学等の概要等

（1）設　置　者

学校法人　藤田学院

（2）大　学　名

鳥取看護大学

（3）大学の位置

〒682－8555
鳥取県倉吉市福庭854

（注）・対象学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合，本部の位置を（　）書きで記入してください。
・対象学部等が複数のキャンパスに所在する場合には，複数のキャンパスの所在地をそれぞれ記載してください。

（4）管理運営組織

職　　名	設　　置　　時	変　更　状　況	備　　考
理 事 長	（ヤマダ　シュウヘイ ） 山田　修平 （平成22年4月）		
学　　長	（ チカタ　ケイコ ） 近田　敬子 （平成27年4月）		
学 部 長	（ マエダ　タカコ ） 前田　隆子 （平成27年4月）		
学科長等			

（注）・「変更状況」は，変更があった場合に記入し，併せて「備考」に変更の理由と変更年月日，報告年度を（　）書きで記入してください。
（例）平成２６年度に報告済の内容　→（26）
平成２８年度に報告する内容　→（28）
・昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更があれば，「変更状況」に赤字にて記載（昨年度までに報告された記載があれば，そこに赤字で見え消し修正）するとともに，上記と同様に，「備考」に変更理由等を記入してください。
・大学院の場合には，「職名」を「研究科長」等と修正して記入してください。
・大学独自の職名を設けていて当該職位がない場合は，各職に相当する職名の方を記載してください。

（５）　調査対象学部等の名称，定員，入学者の状況等

（注）・　当該調査対象の学部の学科または研究科の専攻等，定員を定めている組織ごとに記入してください（入試区分ごとではありません）。
・　なお，課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は，法令上規定されている最小単位（大学であれば「学科」、短期大学であれば「専攻課程」でも記載してください。その場合適宜各項目の表を追加してください。
・　様式は，平成２５年度開設の４年制の学科の場合（平成２８年度までの４年間）ですが，開設年度・修業年限に合わせて作成してください。（修業年限が３年以下の場合には欄を削除し，５年以上の場合には，欄を設けてください。）

（５）－①　調査対象学部等の名称，定員

調査対象学部等の名称（学位）	設置時の計画				備考
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	
看護学部 看護学科 学士（看護学）	年 4	人 80	年次 人 —	人 320	

（注）・定員を変更した場合は，「備考」に変更前の人数，変更年月及び報告年度を（　）書きで記入してください。
・学生募集停止を予定している場合は、「備考」にその旨記載してください。

（５）－②　調査対象学部等の入学者の状況

区分＼対象年度	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平均入学定員超過率	備考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期		
A　入学定員	80人 （ － ） [－]	－人 [－]	80人 （ － ） [－]	－人 [－]	－人 （ － ） [－]	－人 [－]	－人 （ － ） [－]	－人 [－]	1.01倍	
志願者数	161 （ － ） [－]	－ （ － ） [－]	143 （ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]		
受験者数	153 （ － ） [－]	－ （ － ） [－]	138 （ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]		
合格者数	122 （ － ） [－]	－ （ － ） [－]	123 （ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]		
B　入学者数	80 （ － ） [－]	－ （ － ） [－]	83 （ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]	（ － ） [－]		
入学定員超過率 B／A	1.00		1.03		－		－			

（注）・　数字は，平成２８年５月１日現在の数字を記入してください。
・　（　）内には，編入学の状況について**外数で**記入してください。なお，編入学を複数年次で行っている場合には，((　))書きとするなどし，その旨を「備考」に付記してください。 該当がない年には「－」を記入してください。
・　[　　]内には，留学生の状況について**内数で**記入してください。該当がない年には「－」を記入してください。
・　留学生については，「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により，我が国の大学（大学院を含む。），短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
・　短期交換留学生など，定員内に含めていない学生については記入しないでください。
・　学期の区分に従い学生を入学させる場合は、春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は、その他の学期欄は「－」を記入してください。また，その他の学期に入学定員を設けている場合は，備考欄にその人数を記入してください。
・　「入学定員超過率」については，**各年度の春季入学とその他を合計した入学定員，入学者数で算出**してください。なお，計算の際は小数点以下第３位を切り捨て，小数点以下第２位まで記入してください。
・　「平均入学定員超過率」には，開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。なお，計算の際は「入学定員超過率」と同様にしてください。

（５）－③　調査対象学部等の在学者の状況

学　年 ＼ 対象年度	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		備　　考
	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	春季入学	その他の学期	
１年次	[－] （－） 80	[－] （－） －	[－] （－） 83	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	
２年次			[－] （－） 79	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	
３年次					[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	[－] （－）	
４年次							[－] （－）	[－] （－）	
計	[－] （ － ） 80		[－] （ － ） 162		[－] （ － ）		[－] （ － ）		

（注）・　数字は，平成２８年５月１日現在の数字を記入してください。
・　[　　]内には，留学生の状況について**内数で**記入してください。該当がない年には「－」を記入してください。
・　留学生については，「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により，我が国の大学（大学院を含む。），短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記載してください。
・　短期交換留学生など，定員内に含めていない学生については記入しないでください。
・　学期の区分に従い学生を入学させる場合は，春季入学とその他の学期（春季入学以外の学期区分を設けている場合）に分けて数値を記入してください。春季入学のみの実施の場合は，その他の学期欄は「－」を記入してください。また，その他の学期に入学定員を設けている場合は，備考欄にその人数を記入してください。
・　「計」については，**各年度の春季入学とその他の学期を合計した在学者数，留学生数**を記入してください。
・（　）内には，留年者の状況について，内数で記入してください。該当がない年には「－」を記入してください。

（５）－④　調査対象学部等の退学者等の状況

区分 / 対象年度	入学者数(b)	退学者数(a)	退学者数(内訳) 退学した年度	退学者数	退学者数のうち留学生数	主な退学理由	入学者数に対する退学者数の割合 (a/b)
平成25年度入学者	－ 人	－ 人	平成25年度	－ 人	－ 人		－ %
			平成26年度	－ 人	－ 人		
			平成27年度	－ 人	－ 人		
			平成28年度	－ 人	－ 人		
平成26年度入学者	－ 人	－ 人	平成26年度	－ 人	－ 人		－ %
			平成27年度	－ 人	－ 人		
			平成28年度	－ 人	－ 人		
平成27年度入学者	80 人	1 人	平成27年度	1 人	0 人	他の教育機関へ入学	0.0 %
			平成28年度	0 人	0 人		
平成28年度入学者	83 人	0 人	平成28年度	0 人	0 人		0.0 %
合　計	163 人	1 人					0.0 %

（注）・ 数字は，平成28年5月1日現在の数字を記入してください。

・ 各年度の入学者数については，該当年度当初に入学した人数を記入してください。（途中で退学者がいた場合でも、その退学者数を減らす必要はありません。）

・ 各年度の退学者数については，退学年度ごとに記入してください。また、留学生数欄の人数については、退学者数の内数を記入してください。

・ 留学生については，「出入国管理及び難民認定法」別表第一に定められる「『留学』の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により，我が国の大学（大学院を含む。），短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生」を記入してください。

・ 短期交換留学生など，定員内に含めていない学生については記入しないでください。

・「入学者数に対する退学者数の割合」は，【当該対象年度の入学者のうち，平成28年5月1日現在までに退学した学生数の合計】を，【当該対象年度の入学者数】で除した割合（%）を記入してください。その際，小数点以下第2位を四捨五入し，小数点以下第1位までを記入してください。

・「主な退学理由」は，下の項目を参考に記入してください。その際，「就学意欲の低下（〇人）」というように，その人数も含めて記入してください。

（記入項目例）・就学意欲の低下　・学力不足　・他の教育機関への入学・転学　・海外留学
・就職　・学生個人の心身に関する事情　・家庭の事情　・除籍　・その他

２　授業科目の概要

＜看護学部　看護学科＞

（１） 授業科目表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	専任教員等の配置 教授	専任教員等の配置 准教授	専任教員等の配置 講師	専任教員等の配置 助教	専任教員等の配置 助手	備考	
基礎分野	学びの基礎	スタディスキル	1前	1			7 ~~8~~	4					専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
		日本語表現	1前	2			1						
	人文科学	人間学	1前	2			1						
		心理学	1・2・3・4前		2							兼 1	
		教育学	1・2・3・4前		2							兼 1	
		宗教学	1・2・3・4後		2		1						
		文学	4後		2		1						
	社会科学	日本国憲法	1・2・3・4後 1・2・3・4~~前~~		2							兼 1	授業担当者の都合により、配当時期を変更(27)
		多文化共生論	4後		2							兼 1	
		山陰論	1後	2			3					兼 6 ~~5~~	オムニバス 兼担教員の変更に伴い、担当する授業回数を変更したため、兼担教員数を変更(28)
	自然科学	化学	1前		1							兼 1	
		住環境論	2・3・4前		2							兼 1	
		統計学	1前		2							兼 1	
		情報処理Ⅰ	1前	1								兼 1	
		情報処理Ⅱ	1後		1							兼 1	
	コミュニケーションスキル	日本語表現演習	1後	1			1						
		英語Ａ（基礎英語）	1前	1								兼 1	
		英語Ｂ（英文講読）	1後		1							兼 1	
		英語Ｃ（英会話）	2前		1							兼 1	
		中国語	1後		1							兼 1	
		韓国語	1後		1							兼 1	
		手話	2後	1								兼 1	
	健康	健康科学	1前 1~~後~~		1							兼 1	授業担当者の都合により、配当時期を変更(27)
		実践スポーツ	1前・後		1							兼 2	
	小計（24科目）		―	11	24	0	8 ~~9~~	4	―	0	0	兼 21 ~~20~~	―
専門支持分野	人体の構造と機能	生殖と倫理	2前	1								兼 1	
		人体の構造と機能Ａ	1前	1			1						
		人体の構造と機能Ｂ	1後	1			1						
		人体の構造と機能Ｃ	1前	1			2						
		人体の構造と機能Ｄ	1後	1			2						
		生物学	1前		1							兼 1	
		代謝学・栄養学	2前	1								兼 1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	感染免疫学	2前	1			1						
		薬理学	2後	1								兼 1	
		看護病態学	2前 2~~後~~	1								兼 1	授業担当者の都合により、配当時期を変更(28)
		看護病態学演習	2後	1								兼 1	
		疾病論Ａ	2前	1								兼 1	
		疾病論Ｂ	2後	1								兼 4	オムニバス
	こころの健康	発達心理学	1後	1								兼 1	
		臨床心理学	1前 1~~後~~	1								兼 1	授業担当者の都合により、配当時期を変更(27)
		人間関係論	1前	1								兼 1	
		ホスピタリティ論	1後		1							兼 1	
	地域社会と健康支援	公衆衛生学	1後	2				1					
		社会福祉・社会保障論	2後	2				1					
		人権論	2後		1							兼 1	
		家族社会学	2後		1							兼 1	
		コミュニティ論	2後	1				1					
	小計（22科目）		―	20	4	0	2	2	―	0	0	兼 16	―

科目区分			授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	専任教員等の配置 教授	専任教員等の配置 准教授	専任教員等の配置 講師	専任教員等の配置 助教	専任教員等の配置 助手	備考	
専門分野	専門基礎分野	基礎看護学	看護学概論	1前	2			1						
			看護倫理学	2前	1			1						
			基盤看護技術A	1前	1			2 ~~3~~	1		2			専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			基盤看護技術B	1後	2			2 ~~3~~	1		2			専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			基盤看護技術C	2後 ~~2前~~	2			2 ~~3~~	1		2			基盤看護学実習をより効果的に行うため、配当時期を変更(28) 専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			基盤看護技術D	2前 ~~2後~~	2			2 ~~3~~	1		2			基盤看護学実習をより効果的に行うため、配当時期を変更(28) 専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			生活健康論	1前	1			1						
			看護ケア論	1後	1			0 ~~1~~						専任教員の辞任により、配置する教員数を変更。平成28年6月提出予定(28)
			地域基礎看護学	1後	1			1						
			生活健康論実習	1前	1			2 ~~3~~	1		2	1		専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			フィールド体験実習	1後	1			3 ~~4~~	2		4	1		専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			基盤看護学実習	2前	2			5 ~~6~~	6		11	1		専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
		小計（12科目）		―	17	0	0	6 ~~7~~	6	―	11	1	0	―
	専門実践分野	成人看護学	成人看護学概論	2前	1			1						
			成人看護学援助論A	2前	2			1						
			成人看護学援助論B	3前	2			1						
			成人看護学援助論C	3前	1								兼 2	オムニバス
			成人看護学実習A	3後	2			1			4	2		
			成人看護学実習B	3後	3			1			4	2		
		母子看護学	小児看護学概論	2前	2			1						
			小児看護学援助論	3前	2			1						
			小児看護学実習	3後	2			1			2	1		
			母性看護学概論	2前	2			1						
			母性看護学援助論	3前	2			1						
			母性看護学実習	3後	2			1			1	1		
		小計（12科目）		―	23	0	0	3	-	―	6	3	兼 2	―
	地域包括支援分野	地域包括支援看護学	老年看護学概論	2前	2				1					
			老年看護学援助論	3前	2				1					
			老年看護学実習	3後	2				1		1	1		
			精神看護学概論	3前	2			1						
			精神看護学援助論	3前	2				1					
			精神看護学実習	3後	2			1	1					
			在宅看護学概論	2後	2				1					
			在宅看護学援助論	3前	2				1					
			在宅看護学実習	4前	2				2					
			地域連携・協働支援論	3前	2			3	2					オムニバス
			地域連携・協働実習	4前	1			4	5		2			
			地域密着看護実習 ~~地域密着型サービス実習~~	4前	1			5 ~~6~~	6		10			留意事項を踏まえ、科目名称を変更したため(27) 専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			まちの健康論 ~~地域の保健室論~~	3前	1			1						留意事項を踏まえ、科目名称を変更したため(27)
			公衆衛生看護学概論	2後	2			1						
			疫学	3前	2				1					
		小計（15科目）		―	27	0	0	7 ~~8~~ ~~6~~	7 ~~6~~	―	10 ~~3~~	1	0	―

科目区分			授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	選択	自由	専任教員等の配置 教授	准教授	講師	助教	助手	備考	
専門分野	看護統合分野	看護の統合と実践	看護活動と研究	3前	1			1						
			看護学統合研究	4通	2			7 ~~8~~	7		7			専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			家族看護学	2前	1			1						
			看護管理学	4後		1		1			1			共同･集中
			看護教育学	4後		1			1					
			リスクマネジメント論	2後	1								兼 1	
			リフレクション論と実践	2後	1			1						
			生活リハビリテーション論	3前		1							兼 1	
			災害看護論	2後	1				1					
			国際看護論	3前		1							兼 1	集中
			看護総合	4後	1			7 ~~8~~	6					専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
			看護学統合実習	4前	2			6 ~~7~~	6		11			専任教員の辞任により、配置する教員数を変更(28)
		小計（12科目）		―	10	4	0	8 ~~9~~	7	―	11	0	兼 3	―
	保健師教育分野	公衆衛生看護学	保健統計学	2後		2							兼 1	
			学校保健	3前		1							兼 1	
			産業保健	3前		1			1					
			公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	3前		3		1						
			公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	4前		3			1					
			公衆衛生看護管理論	4前		1							兼 1	
			公衆衛生看護活動展開論実習	4前		1			1		2			
			公衆衛生看護管理論実習	4前		2			1		2			
		小計（8科目）		―	0	14	0	1	2	－	2	0	兼 3	―
合計（105科目）				―	108	46	0	11 ~~12~~	7	－	11	5	兼 42 ~~41~~	―

学位又は称号	学士（看護学）	学位又は学科の分野	保健衛生学関係（看護学関係）

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
基礎分野では必修科目11単位及び選択必修科目2単位を含む24単位以上、専門支持分野では選択科目2単位を含む22単位以上、専門基礎分野では必修科目17単位、専門実践分野では必修科目23単位、地域包括支援分野では必修科目27単位、看護統合分野では選択科目1単位を含む11単位以上を修得し、合計124単位以上習得していること。 保健師国家試験受験資格希望者は、卒業要件（124単位）の他に、保健師教育分野の科目の全て（14単位）を習得すること。なお、「保健統計学」「学校保健」「産業保健」は保健師資格を希望しない者も履修することができる。	１学年の学期区分	２学期
	１学期の授業期間	15週
	１時限の授業時間	90分

（注）・　認可申請書の様式第２号（その２の１）に準じて作成してください。
・　設置認可時の授業科目全て（兼任，兼担教員が担当する科目を含む。）を黒字で記載してください。その上で，前年度報告時（平成２７年度に認可された大学等は設置認可時）より変更されているものは赤字見え消し修正し，「備考」に赤字で理由・変更年月等を記入してください。
　なお，昨年度の報告書において赤字で見え消しした部分については，見え消しのまま黒字にしてください。
・　兼任，兼担の教員が担当する授業科目については，備考欄に担当する教員数を「兼〇」と記入してください。
・　授業科目を追加又は内容を変更する場合で，専任教員が担当するため教員審査が必要なものについては，「専任教員採用等設置計画変更書」の審査予定年月等を「備考」に記入してください。（今後審査を受ける場合には，「平成〇年〇月　提出予定」と記入してください。）
・　「配当年次」について，設置認可申請時に開講時期を記入する必要がなかった学部等（平成１９年度認可以前）についても，設置認可時の状況を黒字で記入してください。また，前年度報告時より修正があれば，赤字で見え消し修正をしてください。
・　履修希望者がいなかったために未開講となった科目についても記入してください。

（２）授業科目数

設置時の計画 必修	選択	自由	計	変更状況 必修	選択	自由	計	備考
科目 73	科目 32	科目 0	科目 105	科目 73 [0]	科目 32 [0]	科目 0 [0]	科目 105 [0]	

（注）・　未開講科目も含めた教育課程上の授業科目数を記入するとともに，［　］内に，届出時の計画からの増減を記入してください。（記入例：１科目減の場合：△１）
・　資格に関する課程など，別課程としている授業科目については算入する必要はありません。

（３） 未開講科目

番号	授業科目名	単 位 数	配当年次	一般・専門	必修・選択	未開講の理由，代替措置の有無
1	該当なし					
2						
3						

（注）・　設置時の計画にあった授業科目が配当年次に達しているにも関わらず，何らかの理由で未開講となっている授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。
・　履修希望者がいなかったために未開講となった科目については，記入しないでください。
・　教職大学院の場合は，「一般・専門」を「共通・実習・その他」と修正して記入してください。

（４） 廃止科目

番号	授業科目名	単 位 数	配当年次	一般・専門	必修・選択	廃止の理由，代替措置の有無
1	該当なし					
2						
3						

（注）・　設置時の計画にあり，何らかの理由で廃止（教育課程から削除）した授業科目について記入してください。なお，理由については可能な限り具体的に記入してください。
・　教職大学院の場合は，「一般・専門」を「共通・実習・その他」と修正して記入してください。

（５） 授業科目を未開講又は廃止としたことに係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

該当なし

（注）・　授業科目を未開講又は廃止としたことによる学生の履修への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください。

（６） 「設置時の計画の授業科目数の計」に対する「未開講科目と廃止科目の計」の割合

$$\frac{\text{未開講科目と廃止科目の計}}{\text{設置時の計画の授業科目数の計}} = \boxed{0.00}$$

（注）・　小数点以下第３位を切り捨て，小数点以下第２位までを記入してください。

３　施設・設備の整備状況，経費

区分		内容				備考
（1）校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	4,241㎡	21,715㎡	0㎡	25,956㎡	鳥取短期大学と共用
	運動場用地	0㎡	17,169㎡	0㎡	17,169㎡	
	小計	4,241㎡	38,884㎡	0㎡	43,125㎡	
	その他	0㎡	21,442㎡	0㎡	21,442㎡	
	合計	4,241㎡	60,326㎡	0㎡	64,567㎡	
（2）校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
		6,245.73㎡ （6,245.73㎡）	3,396㎡ （3,396㎡）	8,245.5㎡ （8,245.5㎡）	17,887.23㎡ （17,887.23㎡）	鳥取短期大学と共用

（3）教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	備考
	8室	4室	4室	1室 （補助職員　0人）	1室 （補助職員　0　人）	大学全体 （情報処理学習施設と語学演習施設は鳥取短期大学と共用）

（4）専任教員研究室	新設学部等の名称	室数	備考
	看護学部　看護学科	30　室	大学全体

（5）図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	備考
	看護学部看護学科	7,191〔920〕 ~~5,273〔710〕~~ (5,091〔591〕) (~~4,327〔529〕~~) (~~4,473〔550〕~~)	30〔0〕 ~~36〔9〕~~ ~~27〔9〕~~ (30〔0〕) (~~36〔9〕~~) (~~27〔9〕~~)	58〔58〕 ~~2〔2〕~~ (58〔58〕) (~~2〔2〕~~)	550 (~~527~~) (~~166~~) (530) (~~527~~) (~~166~~)	6,700 ~~5,400~~ ~~5,200~~ (5,702) (~~5,245~~) (~~5,043~~)	21 ~~25~~ (21) (~~25~~)	鳥取短期大学と共用 （図書76,001 ~~74,034~~冊、学術雑誌70 ~~65~~種、視聴覚資料866 ~~853~~点） 〔図書、学術雑誌〕 絶版等による変更のため。また、購入予定の図書がDVDに変更となったため。（27） 学術雑誌の外国書をすべて電子ジャーナルに変更したため。（28） 〔視聴覚資料〕 購入予定の図書がDVDに変更となったため。（27） 〔機械・器具、標本〕 教育の充実と効率化をはかるため。（27）
	計	7,191〔920〕 ~~5,273〔710〕~~ (5,091〔591〕) (~~4,327〔529〕~~) (~~4,473〔550〕~~)	30〔0〕 ~~36〔9〕~~ ~~27〔9〕~~ (30〔0〕) (~~36〔9〕~~) (~~27〔9〕~~)	58〔58〕 ~~2〔2〕~~ (58〔58〕) (~~2〔2〕~~)	550 (~~527~~) (~~166~~) (530) (~~527~~) (~~166~~)	6,700 ~~5,400~~ ~~5,200~~ (5,702) (~~5,245~~) (~~5,043~~)	21 ~~25~~ (21) (~~25~~)	

（6）図書館	面積	閲覧座席数	収納可能冊数	備考
	1,343.97㎡	179 ~~157~~	80,200	学習環境の充実をはかるため。（27）

（7）体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要	備考
	1,424㎡	テニスコート２面	

（8）経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度	備考
経費の見積り	教員１人当り研究費等	500千円	500千円	図書購入費	37,460千円	2,500千円	2,500千円	教育の充実と効率化をはかるため、設備購入点数が変更となったため。（27）
	共同研究費等	1,500千円	2,000千円	設備購入費	229,887千円 ~~238,940~~千円	2,000千円	1,500千円	

学生１人当り納付金	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
	1,750千円	1,450千円	1,450千円	1,450千円	千円	千円

学生納付金以外の維持方法の概要	寄付金、手数料収入等

（注）・　設置時の計画を，申請書の様式第２号（その１の１）に準じて作成してください。（複数のキャンパスに分かれている場合，複数の様式に分ける必要はありません。なお，「（１）校地等」及び「（２）校舎」は大学全体の数字を，その他の項目はＡＣ対象学部等の数値を記入してください。）

・　運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は，その旨（所要時間・距離等）を「備考」に記入してください。

・　「(５)図書・設備」については，上段に完成年度の予定数値を，下段には平成２８年５月１日現在の数値を記入してください。

・　昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては，変更部分を赤字で見え消し修正するとともに，その理由及び報告年度「（28）」を「備考」に赤字で記入してください。

なお，昨年度の報告において赤字で見え消しした部分については，見え消しのまま黒字にしてください。

・　校舎等建物の計画の変更（校舎又は体育館の総面積の減少，建築計画の遅延）がある場合には，「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。

４　既設大学等の状況

大学の名称	鳥取看護大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	平均入学定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
看護学部 看護学科	4	80	－	320	学士（看護学）	1.01	平成27年度	鳥取県倉吉市福庭854番地	

大学の名称	鳥取短期大学								備考
既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	平均入学定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
生活学科 情報・経営専攻	2	35	－	70	短期大学士	0.97	平成12年度	鳥取県倉吉市福庭854番地	平成17年4月改称
生活学科 住居・デザイン専攻	2	30	－	60	短期大学士	0.71	平成12年度	同上	
生活学科 食物栄養専攻	2	50	－	100	短期大学士	0.95	昭和48年度	同上	昭和54年4月改称
幼児教育保育学科	2	145	－	290	短期大学士	0.92	昭和46年度	同上	昭和48年4月、 平成18年4月改称
国際文化交流学科	2	40	－	80	短期大学士	0.80	平成12年度	同上	

（注）・本調査の対象となっている大学等の設置者（学校法人等）が設置している全ての大学（学部，学科），大学院（専攻）及び短期大学（学科）（ＡＣ対象学部等含む）について，それぞれの学校種ごとに，平成２８年５月１日現在の上記項目の情報を記入してください。

・学部の学科または研究科の専攻等，「入学定員を定めている組織」ごとに記入してください。

※「入学定員を定めている組織ごと」には，課程認定等によりコース・専攻に入学定員を定めている場合を含めます。履修上の区分としてコース・専攻を設けている場合は含めません。

※なお，課程認定等によりコースや専攻に入学定員を定めている場合は，法令上規定されている組織上の最小単位（大学であれば「学科」，短期大学であれば「専攻課程」）でも記載してください。

・専攻科に係るものについては，記入する必要はありません。

・ＡＣ対象学部等についても必ず記入してください。

・「平均入学定員超過率」には，標準修業年限に相当する期間における入学定員に対する入学者の割合の平均の小数点以下第２位まで（小数点以下第３位を切り捨て）を記入してください。

・学生募集を停止している学部等がある場合，入学定員・収容定員・平均入学定員超過率は「－」とし，「備考」に「平成〇〇年より学生募集停止」と記入してください。

５　教員組織の状況

＜看護学部　看護学科＞

（１） 担当教員表

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	
専	教授（学長）	近田　敬子	平成27年4月	看護学概論 生活健康論 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	専	教授（学長）	近田　敬子	平成27年4月	看護学概論 生活健康論 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 まちの健康論 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」「まちの健康論」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により「可」と判定（27）
専	教授	田中　響	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働実習 看護活動と研究 看護学統合研究 リフレクション論と実践 看護総合 看護学統合実習	専	教授	田中　響	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護活動と研究 看護学統合研究 リフレクション論と実践 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により「可」と判定（27）
専	教授	宮島　多映子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 看護ケア論 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習			後任未定			平成28年3月 宮島多映子教授、一身上の都合により辞任(28) 「看護ケア論」は平成28年6月変更書提出予定。 その他の科目については、他に複数の担当教員がいるため、授業に支障はない。
専	教授	小野　晴子	平成27年4月	スタディスキル 看護倫理学 基盤看護学実習 成人看護学概論 成人看護学援助論Ａ 成人看護学援助論Ｂ 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 地域連携・協働支援論※ 看護学統合研究 看護管理学 看護総合 看護学統合実習	専	特任教授	小野　晴子	平成27年4月	スタディスキル 看護倫理学 基盤看護学実習 成人看護学概論 成人看護学援助論Ａ 成人看護学援助論Ｂ 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 地域連携・協働支援論※ 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護管理学 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により「可」と判定（27） 平成28年4月 雇用形態の変更に伴い、特任教授に変更（28）
専	教授	小村　三千代	平成28年4月	小児看護学概論 小児看護学援助論 小児看護学実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	専	特任教授	小村　三千代	平成28年4月	小児看護学概論 小児看護学援助論 小児看護学実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	平成28年4月 雇用形態の変更に伴い、特任教授に変更（28）

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	
専	教授（学部長）	前田　隆子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護学実習 母性看護学概論 母性看護学援助論 母性看護学実習 地域連携・協働実習 看護学統合研究 家族看護学 看護総合 看護学統合実習	専	教授（学部長）	前田　隆子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護学実習 母性看護学概論 母性看護学援助論 母性看護学実習 地域連携・協働実習 看護学統合研究 家族看護学 看護総合 看護学統合実習	
専	教授	矢倉　紀子	平成27年4月	山陰論※ 地域基礎看護学 フィールド体験実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 公衆衛生看護学概論 看護学統合研究 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	専	教授	矢倉　紀子	平成27年4月	山陰論※ 地域基礎看護学 フィールド体験実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 公衆衛生看護学概論 看護学統合研究 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査（平成26年度第３回）により 「可」と判定（27）
専	教授	安田　美彌子	平成29年4月	精神看護学概論 精神看護学実習	専	教授	安田　美彌子	平成29年4月	精神看護学概論 精神看護学実習	
専	教授	早川　大輔	平成27年4月	スタディスキル 人体の構造と機能Ａ 人体の構造と機能Ｂ 人体の構造と機能Ｃ 人体の構造と機能Ｄ 看護総合	専	教授	早川　大輔	平成27年4月	スタディスキル 人体の構造と機能Ａ 人体の構造と機能Ｂ 人体の構造と機能Ｃ 人体の構造と機能Ｄ 看護総合	
専	教授	荒川　満枝	平成27年4月	スタディスキル 人体の構造と機能Ｃ 人体の構造と機能Ｄ 感染免疫学 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 基盤看護学実習 看護学統合研究 看護総合	専	教授	荒川　満枝	平成27年4月	スタディスキル 人体の構造と機能Ｃ 人体の構造と機能Ｄ 感染免疫学 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 基盤看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護総合	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査（平成26年度第３回）により 「可」と判定（27）
専	教授	荒井　優	平成27年4月	スタディスキル 人間学 宗教学 山陰論※	専	教授	荒井　優	平成27年4月	スタディスキル 人間学 宗教学 山陰論※	
専	教授	土居（岡野）　裕美子	平成27年4月	スタディスキル 日本語表現 文学 山陰論※ 日本語表現演習	専	教授	土居（岡野）　裕美子	平成27年4月	スタディスキル 日本語表現 文学 山陰論※ 日本語表現演習	
専	准教授	十九百　君子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	専	准教授	十九百　君子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査（平成26年度第３回）により 「可」と判定（27）
専	准教授	高田　美子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護学実習 老年看護学概論 老年看護学援助論 老年看護学実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	専	准教授	高田　美子	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護学実習 老年看護学概論 老年看護学援助論 老年看護学実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査（平成26年度第３回）により 「可」と判定（27）

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	
専	准教授	中川　康江	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護学実習 精神看護学援助論 精神看護学実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	専	准教授	中川　康江	平成27年4月	スタディスキル 基盤看護学実習 精神看護学援助論 精神看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	准教授	梅津　靖江	平成27年4月	基盤看護学実習 在宅看護学概論 在宅看護学援助論 在宅看護学実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 看護学統合研究 看護教育学 看護総合 看護学統合実習	専	准教授	梅津　靖江	平成27年4月	基盤看護学実習 在宅看護学概論 在宅看護学援助論 在宅看護学実習 地域連携・協働支援論※ 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護教育学 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	准教授	仲野　真由美	平成27年4月	社会福祉・社会保障論 コミュニティ論 フィールド体験実習 基盤看護学実習 在宅看護学実習 地域連携・協働実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	専	准教授	仲野　真由美	平成27年4月	社会福祉・社会保障論 コミュニティ論 フィールド体験実習 基盤看護学実習 在宅看護学実習 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護総合 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	准教授	美舩(本多)　智代	平成28年4月	基盤看護学実習 地域連携・協働実習 看護学統合研究 災害看護論 看護総合 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論Ⅱ 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	専	准教授	美舩(本多)　智代	平成28年10月	基盤看護学実習 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 災害看護論 看護総合 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論Ⅱ 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により「可」と判定（27） 就任予定年月を平成28年10月に変更。 平成28年度前期に開講する「基盤看護学実習」は非常勤講師として担当するため、授業に支障はない。（28）
専	准教授	細田　武伸	平成27年4月	スタディスキル 公衆衛生学 地域連携・協働実習 疫学 看護学統合研究 産業保健	専	准教授	細田　武伸	平成27年4月	スタディスキル 公衆衛生学 地域連携・協働実習 疫学 看護学統合研究 産業保健	
専	助教	佐々木　晶子	平成27年4月	基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 看護学統合研究 看護学統合実習	専	助教	佐々木　晶子	平成27年4月	基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 看護学統合研究 看護学統合実習	
専	助教	田中　福恵	平成27年4月	基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 看護学統合研究 看護学統合実習	専	助教	田中　福恵	平成27年4月	基盤看護技術Ａ 基盤看護技術Ｂ 基盤看護技術Ｃ 基盤看護技術Ｄ 生活健康論実習 フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	出石　幸子	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 看護学統合研究 看護管理学 看護学統合実習	専	助教	出石　幸子	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護管理学 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	
専	助教	村口　孝子	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 看護学統合研究 看護学統合実習	専	助教	村口　孝子	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	永見　純子	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 看護学統合研究 看護学統合実習	専	助教	永見　純子	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	平野　裕美	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 看護学統合実習	専	助教	平野　裕美	平成27年4月	基盤看護学実習 成人看護学実習Ａ 成人看護学実習Ｂ 地域密着看護実習 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	菊原　美緒	平成27年4月	基盤看護学実習 小児看護学実習 看護学統合実習	専	助教	菊原　美緒	平成27年4月	基盤看護学実習 小児看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	井田　史子	平成27年4月	基盤看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 看護学統合研究 看護学統合実習	専	助教	井田　史子	平成27年4月	基盤看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	伊藤　順子	平成27年4月	基盤看護学実習 老年看護学実習 看護学統合研究 看護学統合実習	専	助教	伊藤　順子	平成27年4月	基盤看護学実習 老年看護学実習 地域密着看護実習 看護学統合研究 看護学統合実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	岩澤　磨紀	平成27年4月	フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働実習 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	専	助教	岩澤　磨紀	平成27年4月	フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
専	助教	稲田　千明	平成27年4月	フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働実習 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	専	助教	稲田　千明	平成27年4月	フィールド体験実習 基盤看護学実習 地域連携・協働実習 地域密着看護実習 看護学統合実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	平成27年2月 「地域密着看護実習」 ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)により 「可」と判定（27）
兼任	講師	岩井　和由	平成27年4月	日本国憲法	兼任	講師	岩井　和由	平成27年4月	日本国憲法	
兼任	講師	山田　修平	平成27年4月	山陰論※	兼任	講師	菅田　理一	平成28年4月	山陰論※	平成28年4月 担当者の変更（28）
					兼任	講師	國本　真吾	平成28年4月	山陰論※	平成28年4月 担当者の変更（28）
兼任	講師	野津　和功	平成28年4月	家族社会学						
兼任	講師	野津　伸治	平成27年4月	情報処理Ⅰ 情報処理Ⅱ	兼任	講師	野津　伸治	平成27年4月	情報処理Ⅰ 情報処理Ⅱ	
兼任	講師	倉恒　俊一	平成28年4月	住環境論						
兼任	講師	逢坂　秀樹	平成27年4月	健康科学 実践スポーツ	兼任	講師	逢坂　秀樹	平成27年4月	健康科学 実践スポーツ	
兼任	講師	河村　壮一郎	平成27年4月	心理学 人間関係論	兼任	講師	河村　壮一郎	平成27年4月	心理学 人間関係論	
兼任	講師	近藤　剛	平成27年4月	実践スポーツ	兼任	講師	近藤　剛	平成27年4月	実践スポーツ	
兼任	講師	戸羽　伸一	平成28年4月	手話						

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	
兼任	講師	佐藤　光友	平成27年4月	教育学	兼任	講師	前田　舞子	平成28年4月	教育学	平成28年4月 担当者の変更（28）
兼任	講師	池谷　千恵	平成27年4月	多文化共生論	兼任	講師	池谷　千恵	平成27年4月	多文化共生論	
兼任	講師	新名　阿津子	平成27年4月	山陰論※	兼任	講師	新名　阿津子	平成27年4月	山陰論※	
兼任	講師	多羅尾　整治	平成27年4月	山陰論※	兼任	講師	多羅尾　整治	平成27年4月	山陰論※	
兼任	講師	喜多村　理子	平成27年4月	山陰論※	兼任	講師	喜多村　理子	平成27年4月	山陰論※	
兼任	講師	伊藤　康	平成27年4月	山陰論※	兼任	講師	伊藤　康	平成27年4月	山陰論※	
兼任	講師	飯塚　舜介	平成27年4月	化学 生物学	兼任	講師	飯塚　舜介	平成27年4月	化学 生物学	
兼任	講師	Shery　Megaly	平成27年4月	英語Ａ（基礎英語） 英語Ｃ（英会話）	兼任	講師	Shery　Megaly	平成27年4月	英語Ａ（基礎英語） 英語Ｃ（英会話）	
兼任	講師	大谷　拓	平成27年4月	英語Ｂ（英文講読）	兼任	講師	大谷　拓	平成27年4月	英語Ｂ（英文講読）	
兼任	講師	川口　斐斐	平成27年4月	中国語	兼任	講師	川口　斐斐	平成27年4月	中国語	
兼任	講師	賈　惠京	平成27年4月	韓国語	兼任	講師	賈　惠京	平成27年4月	韓国語	
兼任	講師	見尾　保幸	平成28年4月	生殖と倫理						
兼任	講師	加古　大也	平成28年4月	代謝学・栄養学						
兼任	講師	廣嶋　薫	平成28年4月	薬理学	兼任	講師	森内　葉子	平成28年4月	薬理学	平成28年4月 担当者の変更（28）
兼任	講師	山脇　彰子	平成27年4月	ホスピタリティ論	兼任	講師	山脇　彰子	平成27年4月	ホスピタリティ論	
兼任	講師	荒益　正信	平成28年4月	人権論						
兼任	講師	中村　登美子	平成28年4月	看護病態学 看護病態学演習 リスクマネジメント論						
兼任	講師	長谷川　ゆかり	平成30年4月	公衆衛生看護管理論	兼任	講師	長谷川　ゆかり	平成30年4月	公衆衛生看護管理論	
兼任	講師	西川　健一	平成28年4月	疾病論Ｂ※						
兼任	講師	濵吉　麻里	平成28年4月	疾病論Ｂ※	兼任	講師	濵吉　麻里	平成28年4月	疾病論Ｂ※	
兼任	講師	瀧川　みき	平成28年4月	疾病論Ｂ※						
兼任	講師	前田　和久	平成28年4月	疾病論Ｂ※						
兼任	講師	山根　隆治	平成29年4月	生活リハビリテーション論	兼任	講師	山根　隆治	平成29年4月	生活リハビリテーション論	
兼任	講師	リウ真田　知子	平成29年4月	国際看護論	兼任	講師	リウ真田　知子	平成29年4月	国際看護論	
兼任	講師	堀江　千恵	平成29年4月	成人看護学援助論Ｃ※	兼任	講師	堀江　千恵	平成29年4月	成人看護学援助論Ｃ※	

設置時の計画					変更状況					備考
専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	専任・兼担・兼任の別	職名	氏名（年齢）	就任予定年月	担当授業科目名	
兼任	講師	山﨑　美沙	平成29年4月	成人看護学援助論Ｃ※						
兼任	講師	山本　敏雄	平成28年4月	疾病論Ａ	兼任	講師	芦田　耕三	平成28年4月	疾病論Ａ	平成28年4月 担当者の変更（28）
兼任	講師	金子　周平	平成27年4月	発達心理学	兼任	講師	南　潮	平成28年4月	発達心理学	平成28年4月 担当者の変更（28）
兼任	講師	竹田　伸也	平成27年4月	臨床心理学	兼任	講師	竹田　伸也	平成27年4月	臨床心理学	
兼任	講師	祝部　大輔	平成27年4月	統計学	兼任	講師	祝部　大輔	平成27年4月	統計学	
兼任	講師	黒沢　洋一	平成28年4月	保健統計学	兼任	講師	黒沢　洋一	平成28年4月	保健統計学	
兼任	講師	岡本　幹三	平成29年4月	学校保健	兼任	講師	岡本　幹三	平成29年4月	学校保健	

（注）・　申請書の様式第３号（その２の１）に準じて作成してください。
　なお，当該設置に係る学部，学科等に所属しない教員であって，全学共通，学部共通などの授業科目を担当する教員組織に所属している場合は，〈〇〇学部　△△学科〉の箇所を「共通」とし，表を分けて作成してください。
・　後任が決まっていない場合には，「後任未定」と記入してください。
・　辞任者は「備考」に退職年月，氏名，理由を記入してください。
・　年齢は，**「設置時の計画」には当該学部等の就任時における満年齢**を，**「変更状況」には平成２８年５月１日現在の満年齢**を記入してください。
・　教員を学年進行中に変更した又は変更する予定の場合（「新規採用」，「担当授業科目の変更」又は「昇格」をいう。）は，変更後の状況を記入するとともに，その理由，後任者が決まっていない場合は，「変更状況」の「氏名」に「後任未定」と記入し，及び今後の採用計画を「備考」に記入してください。
・　**認可で設置された学部等の専任教員を変更する場合**は，当該専任教員が授業を開始する前に必ず「専任教員採用等設置計画変更書」を提出し，大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（AC教員審査）を受けてください。**AC教員審査を受けずに専任教員として授業等を担当することは出来ません。**
・　「専任教員採用等変更書（ＡＣ）」を提出し「可」の教員判定を受けている場合は「〇年〇月教員審査済」，変更書を提出予定の場合は「〇年〇月変更書提出予定」と記入してください。
　なお，設置認可審査時に教員審査省略となっている場合は，「備考」に「（教員審査省略）」及びその変更の理由，変更年度（　）書き等のみを記入してください。

（２）専任教員数等

（２）ー①　専任教員数

設置時の計画					現在（報告書提出時）の状況					現在（報告書提出時）の完成年度時の計画				
教　授	准教授	講　師	助　教	計	教　授	准教授	講　師	助　教	計（Ａ）	教　授	准教授	講　師	助　教	計（Ｂ）
12	7	—	11	30	10	6	—	11	27	12	7	—	11	30
(10)	(6)	(—)	(11)	(27)						[0]	[0]	[—]	[0]	[0]

（注）・「設置時の計画」には，設置時に予定されていた完成年度時の人数を記入するとともに，（　）内に開設時の状況を記入してください。
・「現在（報告書提出時）の状況」には、報告書提出年度の５月１日の教員数（実人数）を記入してください。
・「現在（報告書提出時）の完成年度時の計画」には、報告書提出年度の５月１日現在、完成年度時に計画している教員数を記入するとともに，［　］内に設置時の計画との増減数を記入してください。（記入例：１名減の場合：△１）

（２）ー②　年齢構成

年齢構成		
定年規定の定める定年年齢（歳）	報告書提出時（上記（Ａ））の教員のうち、定年を延長して採用している教員数	完成年度時（上記（Ｂ））の教員うち、定年を延長して採用する教員数
教授 70 准教授以下 65 歳	5 名	8 名

（注）・「年齢構成」には，当該学部における教員の定年に関する規定に基づく定年年齢（特例等による定年年齢ではありません），および，平成２８年５月１日現在，定年に関する規定に基づく特例等により定年を超えて専任教員として採用されている教員数および完成年度時に定年を超えて専任教員として採用する教員数を記入してください。
・なお，職位等によって定年年齢が異なる場合には，職位ごとの定年年齢を「定年規定の定める定年年齢」に二段書きで記入し，「定年を延長している教員数」には合算した数を記入してください。

（３） 専任教員辞任等の理由

（３）ー①　専任教員の就任辞退（未就任）の理由及び後任補充状況

番　号	職　位	専任教員氏名	必修・選択・自由の別	担当予定科目	後任補充状況	就任辞退（未就任）の理由

合計（A）			後任補充状況の集計（B）								
就任を辞退した教員数	担当科目数の合計（a）＋（b）＋（c）		①の合計数（a）		②の合計数（b）		③の合計数（c）				
0　人	必修	0　科目	必修	0　科目	必修	0　科目	必修	0　科目			
	選択	0　科目	選択	0　科目	選択	0　科目	選択	0　科目			
	自由	0　科目	自由	0　科目	自由	0　科目	自由	0　科目			
	計	0　科目	計	0　科目	計	0　科目	計	0　科目			

（注）・　認可時又は届出時以降、就任を辞退した全ての専任教員の就任辞退の理由を具体的に記入してください。

・　「就任辞退（未就任）」とは、認可又は届出時に就任予定としながら、実際には就任しなかった教員のことです。
就任した後に辞任した教員は、以下「（３）ー②専任教員辞任の理由及び後任補充状況」に記入してください。

・　昨年度の報告後から今年度の報告時までに専任教員が新たに就任を辞退した場合，赤字にて記入するとともに，
「就任辞退（未就任）の理由」に就任辞退の理由等および（　）書きで報告年度を記入してください。

・　また、担当予定であった科目の後任補充の状況について、各科目ごとに状況を以下「①」～「③」から選択し、
「後任補充理由」の欄にその数字を記載してください。

・専任教員が担当する（している）場合は「①」
・兼任兼担教員が担当する（している）場合は「②」
・後任未定、科目廃止など、上記「①」「②」以外の場合は「③」

（３）ー②　専任教員辞任の理由及び後任補充状況

番　号	職　位	専任教員氏名	必修・選択・自由の別	担当予定科目	後任補充状況	辞任等の理由
1	教授	宮島　多映子	必修	スタディスキル	①	一身上の都合により辞任(28)
			必修	基盤看護技術A	①	
			必修	基盤看護技術B	①	
			必修	基盤看護技術C	①	
			必修	基盤看護技術D	①	
			必修	看護ケア論	①	
			必修	生活健康論実習	①	
			必修	フィールド体験実習	①	
			必修	基盤看護学実習	①	
			必修	地域密着看護実習	①	
			必修	看護学統合研究	①	
			必修	看護総合	①	
			必修	看護学統合実習	①	

合計（C）			後任補充状況の集計（D）								
辞任した教員数	担当科目数の合計（a）＋（b）＋（c）		①の合計数（a）		②の合計数（b）		③の合計数（c）				
1　人	必修	13　科目	必修	13　科目	必修	0　科目	必修	0　科目			
	選択	0　科目	選択	0　科目	選択	0　科目	選択	0　科目			
	自由	0　科目	自由	0　科目	自由	0　科目	自由	0　科目			
	計	13　科目	計	13　科目	計	0　科目	計	0　科目			

（注）・　一度就任した後に、辞任した全ての専任教員の辞任の理由を具体的に記入してください。
・　昨年度の報告後から今年度の報告時までに専任教員が新たに辞任等した場合，赤字にて記入するとともに，「辞任等の理由」に辞任理由等および（　）書きで報告年度を記入してください。
・　また、担当予定であった科目の後任補充の状況について、各科目ごとに状況を以下「①」～「③」から選択し、「後任補充理由」の欄にその数字を記載してください。

・専任教員が担当する（している）場合は「①」
・兼任兼担教員が担当する（している）場合は「②」
・後任未定、科目廃止など、上記「①」「②」以外の場合は「③」

上記（３）－①　・　（３）－②　の合計

合計（A）＋（C）				後任補充状況の集計（B）＋（D）								
辞任等した教員数	担当科目数の合計（a）＋（b）＋（c）			①の合計数（a）			②の合計数（b）			③の合計数（c）		
1　人	必修	13	科目	必修	13	科目	必修	0	科目	必修	0	科目
	選択	0	科目	選択	0	科目	選択	0	科目	選択	0	科目
	自由	0	科目	自由	0	科目	自由	0	科目	自由	0	科目
	計	13	科目	計	13	科目	計	0	科目	計	0	科目

（注）・　就任辞退（未就任）及び辞任した全専任教員について，教員数、担当科目数の合計，後任補充の状況を記入ください。

（４）専任教員交代に係る「大学の所見」及び「学生への周知方法」

辞任した教員が単独で担当していた「看護ケア論（後期科目）」については、平成28年6月にAC教員審査書類を提出し審査を受ける予定である。「看護ケア論」以外の科目は複数の専任教員で担当する科目であり、配置等を再検討し授業を行う予定にしており、学生に対する教員指導体制に支障はない。よって、学生への履修等には影響はないものと考える。
学生への周知方法は、担当者が決まり次第速やかに学生掲示板で公表する予定としている。

（注）・　上記（３）の専任教員辞任等による学生の履修等への影響に関する「大学の所見」及び「学生への周知方法」を記入してください

６　留意事項等に対する履行状況等

区　　分	留　意　事　項　等		履　行　状　況	未履行事項についての実施計画
設　置　時 （26年10月）	１．設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開設時から４年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。	留意事項	設置の趣旨・目的を教員予定者が共通理解する必要があることから、開学前の１月下旬から２月下旬にかけて教員事前会議を３回開催した。また開学後も教員オリエンテーションを２回実施し、学長が説明を行い理解を深めた。 学生には学生便覧に本学設置の経緯と教育方針を記載し、オリエンテーションで説明した。 また、教育研究活動水準の一層の向上を図るため、教育研究プロジェクトを教員から募集し、テーマを複数設定し、いずれかのプロジェクトに全教員が取り組んでいる。	
	２．「地域密着型サービス実習の科目名称について、「地域密着型サービス」が介護保険制度で使われている名称であり、当該名称にかかる概念が確立されていることを考えれば、それを授業科目の名称として使うことは適当でないため、学問体系に位置づけられた一般化された名称を用いるなど、科目名称を再考すること。	留意事項	「地域密着看護実習」に科目名称を変更した。 この科目名称は、ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)で、平成27年2月に「可」と判定されている。	
	３．「地域の保健室論」の科目名称について、「保健室」は場を表す名称であるため、それを科目の名称に入れるのは不適切であることから、学問体系として位置づけられた一般化された名称を用いるなど、科目名称を再考すること。	留意事項	「まちの健康論」に科目名称を変更した。 この科目名称は、ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)で、平成27年2月に「可」と判定されている。	
	４．教員の補充を必要とされた２５授業科目については、開設時までに確実に専任教員を配置して教員を充足すること。	留意事項	授業科目を「地域密着看護実習」及び「まちの健康論」に名称変更して専任教員を配置し、教員を充足した。ＡＣ教員審査(平成26年度第３回)で、「地域密着看護実習」22名及び「まちの健康論」１名が平成27年2月に「可」と判定されている。	

区　　分	留　意　事　項　等		履　行　状　況	未履行事項についての実施計画
設　置　時 （26年10月）	５．完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想について着実に実施すること。	留意事項	開学時及び完成年度までの間に、本学就業規則に定める定年（教授は70歳、准教授以下は65歳）を超える教員が８名いるが、特例規程により完成年度までは採用期間を更新できるものとしている。完成年度後については ①学部内教員の昇格 ②公募のよる若手教員採用 ③助手の教員への育成 などにより適切な年齢構成を図る。そのために ①教育研究能力向上のため教授陣による若手、助手の指導 ②共同研究の推進などに取り組んでいる。	
設置計画履行状況調　査　時 （28年2月）	既設学部等(鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻)の定員充足率の平均が0.7倍未満となっていることから、学生確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。	改善意見	平成26年度入学生から入学定員を40名から30名へ見直した。 平成27年度の定員充足率は0.68倍と届かなかったが、学生の作品展示会等の開催頻度を高めるなど広報強化に努め、平成28年度は収容定員60名に対し、平成28年5月1日現在で、2年生は20名、1年生は23名の在籍者数である。これにより、平成28年度の定員充足率は0.71倍となり改善の見通しである。 また、平成26年度に若手教職員による改革プロジェクトを設置し、入学定員見直しや学科再編等にかかる改革案をまとめた。 平成28年１月には、理事長直轄で法人傘下の大学・短大等の主要メンバーからなる「経営戦略検討委員会」を立ち上げた。先の改革プロジェクトの改革案等を参考に、より掘り下げた検討を行っている。	

（注）・　「設置時」には，当該大学等の設置時（認可時又は届出時）に付された留意事項（学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。）　と，それに対する履行状況等について，具体的に記入し，報告年度を（　　）書きで付記してください。

・　「設置計画履行状況調査時」には，当該設置計画履行状況調査の結果，付された意見に対する履行状況等について，具体的に記入するとともに，その履行状況等を裏付ける資料があれば，添付してください。

・　定員管理に係る留意事項への履行状況は，指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。

・　該当がない場合には，「該当なし」と記入してください。

・　「設置計画履行状況調査時」の（年月）には，調査結果を公表した月（通常２月）を記入してください。（実地調査や面接調査を実施した日ではありません。）

７　その他全般的事項

＜看護学部　看護学科＞

（１） 設置計画変更事項等

設　置　時　の　計　画	変更内容・状況、今後の見通しなど
【設置の趣旨等を記載した書類】 Ⅶ.教育方法、履修指導法及び卒業要件 ５．年間履修登録単位数の上限 卒業要件、すなわち看護師国家試験の受験資格を取得するための科目履修については、年度当たりの履修科目の登録単位数の上限を39単位とする。 ただし、卒業要件に加えて、保健師国家試験受験資格、あるいは養護教諭二種の資格を取得するための科目履修については、登録単位数の上限を41単位とする。 Ⅸ.入学者選抜の概要 2.入学試験の種別と募集定員 １）入学試験の種別 資料58　教育課程と指定規則等との対比表	Ⅶ.教育方法、履修指導法及び卒業要件 ５．年間履修登録単位数の上限 登録単位数の上限について、科目が不可となることなく理想的に履修した場合の必要最小限の登録単位数を設定していた。しかし、科目が不可となる学生もおり、現在の登録単位数の上限では履修することのできる科目が限定されてしまう。よって、年度当たりの履修科目の登録単位数の上限を43単位、卒業要件に加えて保健師国家試験受験資格あるいは養護教諭二種の資格を取得するための登録単位数の上限を45単位とすることとした。 Ⅸ.入学者選抜の概要 2.入学試験の種別と募集定員 １）入学試験の種別 開設後２年目以降は、「大学入試センター試験」の導入を検討するとしていたが、検討のうえ、平成28年度入学試験より、受験生の受験機会の拡大および多様な入試制度による受験生の確保の観点から、推薦入試、一般入試に加え、大学入試センター試験利用を導入する。利用する教科は、国語を必須教科とし、選択教科は、英語、数学（数学Ⅰまたは数学Ⅰ・Ａまたは数学Ⅱまたは数学Ⅱ・Ｂ）、理科（基礎科目または生物、化学）の３教科の中で高得点２教科とする。 「配当年次」及び「履修方法及び卒業要件」について 記載に誤りがあり修正。（別添資料１参照）
【その他】 ①鳥取看護大学学則 ②鳥取看護大学教授会規則	第８条 授業の日程上、後期開始日が9月に繰り上がることがあるため改正 第１２条 入学資格において古い法律を適用していたため改正 第４５条 学費を一括納入している学生と分割納入している学生との不公平感をなくすため改正 第５１条 学校教育法改正を踏まえて改正 第５８条 学校教育法施行規則改正を踏まえて改正 （別添資料２参照） 学校教育法改正を踏まえて改正（別添資料３参照）

（注）・　１～６の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）
及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
・　設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については
適宜項目を設けてください。（記入例参照）

（２） 教員の資質の維持向上の方策（ＦＤ活動含む）

① 実施体制

ａ　委員会の設置状況

「鳥取看護大学FD委員会規程」に基づき、委員5名、事務担当1名で構成されたFD委員会を設置している。
（別添資料４参照）

ｂ　委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

ＦＤ委員会
毎月1回、年間計12回開催し、委員5名全員が全回に出席した。

ｃ　委員会の審議事項等

1. 教育研究活動改善の方策に関する事項
2. 初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
3. 学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項
4. ＦＤに関する教員への各種コンサルティングに関する事項
5. その他ＦＤに関連する事項

② 実施状況

ａ　実施内容

1. 「教育目標の評価に関する研究」の推進
2. FD関係の研修会
3. 学生による授業評価の実施及びフィードバック　→実施方法・状況等は③に記載
4. ＦＤに関する教員への各種コンサルティング
5. 他大学開催のFD関係研修会への参加推進

ｂ　実施方法

1.「教育目標の評価に関する研究」の推進
FD 委員会メンバーを中心とする研究教育プロジェクト「教育目標の評価に関する研究」を立ち上げ、1期生の1年次時点におけるディプロマ・ポリシーの認識に関する調査研究を立案し、実施した。
2. FD関係の研修会
FD関係の研修会を企画し、実施・運営した。
3. FDに関する教員への各種コンサルティング
FD関係の研修会のテーマに関する教員対象アンケートの実施と内容検討を実施した。
4. 他大学開催のFD関係研修会への参加推進
他大学等におけるFD関係研修会の情報を収集し、広く学内に周知して参加を促すとともに、FD委員会委員による研修会参加を推進した。

ｃ　開催状況（教員の参加状況含む）

1.「教育目標の評価に関する研究」の推進
FD 委員会メンバーを中心とする研究教育プロジェクト「教育目標の評価に関する研究」により、1期生におけるディプロマ・ポリシーに関する第1回調査研究を行った。本研究は、1期生を4年間にわたって追跡し、本学のディプロマ・ポリシーをどのように認識しているかを分析するものである。平成27年10月時点においては、学生便覧やカレッジガイド（大学案内）に記載してある理解程度であることが明らかとなった。

2.　FD関係の研修会
FD委員会主催の研修会を企画し、計7回の実施・運営を行った。その他、各委員会主催での研修会を計4回実施した。
第1回　平成27年4月15日
鳥取看護大学の教育方針―教育目的、目標の明確化と共有（参加者35名）
第2回　平成27年7月16日
教職員の能力向上研修会　看護教育課程（参加者26名）
第3回　平成27年7月29日
教職員の能力向上研修会　教育課程に関する勉強会（参加者23名）
第4回　平成27年8月26日
看護大学の臨床実習を理解する　臨床実習の考え方について（参加者30名）
第5回　平成27年9月9日
看護大学の臨床実習を理解する　具体的な実習指導の方法及び流れについて（参加者34名）
第6回　平成27年10月28日
授業計画・授業形態について（参加者22名）
第7回　平成28年3月15日
研究倫理について（参加者28名）

【各委員会主催の研修会】
平成27年9月17日（教務委員会主催）
教育アラカルト～学長の経験を通して～（参加者数26名）
平成27年9月29日（教務委員会・学生委員会共催）
チューターの役割について（参加者数22名）
平成27年11月12日（教務委員会主催）
授業力up！をめざして（参加者数19名）※10/15、11/5、11/12の授業参観は延べ35名
平成27年12月2日（教務委員会主催）
学生への研究指導について（参加者20名）

3. FDに関する教員への各種コンサルティング
計7回のFD関係の研修会後に参加教職員対象アンケートを実施。その分析を通してFD研修内容を検討するなど、年間を通してFDに関する教員へのコンサルティングを実施した。
4. 他大学開催のFD関係研修会への参加推進
他大学等におけるFD関係研修会の情報収集・学内周知およびFD委員会委員による研修会参加を下記の通り推進した。
・看護教育の質の向上支援研修会　会場：鳥取大学（本学より7名参加）
・倉吉東高等学校「エキスパート教員による授業」（本学より5名参加）
・その他　鳥取県主催の看護教員研修会、鳥取大学医学部主催の教育学習会（寺子屋）への参加　など

d　実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

いずれの取り組みも、直接的に本学の教育改善、授業改善に資する喫緊の内容である。また、学科内の各領域、各委員会においても独自のFD活動（勉強会等）の企画・実施および学内での共有化を行っており、教育改善・授業改善に向けて日常的な取り組みがなされている状況である。

③　学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a　実施の有無及び実施時期

授業評価アンケートを全学生・全科目対象に実施している。
実施時期：年２回（前・後期）

b　教員や学生への公開状況、方法等

授業評価アンケートについては、当該授業担当者の授業改善のための参考に資するべく、個別の評価結果の数値とそれらをグラフ化したもの及び学生の自由記述内容を、全教員に通知している。また、学生へのフィードバックについては、平成28年8月末を目途として、大学ホームページでの公開を検討している。

（注）・「①ａ　委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。
「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

（３）自己点検・評価等に関する事項

①　設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

別添資料５　参照

②　自己点検・評価報告書

a　公表（予定）時期

平成28年3月に各分野・領域、各委員会、事務から平成27年度の活動実績報告書の提出を受けており、自己点検・評価報告書を作成中である。この報告書の公表は平成28年6月に行うこととしている。

b　公表方法

大学ホームページ上に公開する。

③　認証評価を受ける計画

・完成年度以降の早い時期に評価機関（財団法人大学基準協会）の評価を受けるべく、今後、学内で検討を進める。

（注）・　設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。
また、「①　設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。
なお、「②　自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

（４）情報公表に関する事項

○　設置計画履行状況報告書

a　ホームページに公表の有無　（　有　・　無　）

b　公表時期（未公表の場合は予定時期）　（平成28年7月1日　）

鳥取看護大学看護学部看護学科

別添資料　目次

資料１　教育課程と指定規則の対比表

資料２　鳥取看護大学学則　新旧対照表

資料３　鳥取看護大学教授会規則　新旧対照表

資料４　鳥取看護大学　ＦＤ委員会規程

資料５　設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

様式第2号（その2）

資料１

資料58

教育課程と指定規則との対比表

（看護師学校）　（鳥取看護大学看護学部看護学科）

別表３（看護師課程）

区分		授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野 科学的思考の基盤	基礎分野 人間と生活・社会の理解	専門基礎分野 人体の構造と機能	専門基礎分野 疾病の成り立ちと回復の促進	専門基礎分野 健康支援と社会保障制度	専門分野 I 基礎看護学	専門分野 II 成人看護学	専門分野 II 老年看護学	専門分野 II 小児看護学	専門分野 II 母性看護学	専門分野 II 精神看護学	統合分野 在宅看護論	統合分野 看護の統合と実践	臨地実習 専門分野 I 基礎看護学	臨地実習 専門分野 II 成人看護学	臨地実習 専門分野 II 老年看護学	臨地実習 専門分野 II 小児看護学	臨地実習 専門分野 II 母性看護学	臨地実習 専門分野 II 精神看護学	臨地実習 統合分野 在宅看護論	臨地実習 統合分野 看護の統合と実践	計
								13		21			40							23								97
基礎分野	基礎の学び	スタディスキル	1前	1		15	13単位以上選択必修	○	○																			
		日本語表現	1前	2		15		○	○																			
	人文科学	人間学	1前	2		15		○	○																			
		心理学	1･2･3･4前		2	15		○	○																			
		教育学	1･2･3･4前		2	15		○	○																			
		宗教学	1･2･3･4後		2	15		○	○																			
		文学	4後		2	15		○	○																			
	社会科学	日本国憲法	1･2･3･4後		2	15		○	○																			
		多文化共生論	4後		2	15		○	○																			
		山陰論	1後	2		15		○	○																			
	自然科学	化学	１前		2	15		○	○																			
		住環境論	2･3･4前		1	15		○	○																			
		統計学	1前		2	15		○	○																			
		情報処理Ⅰ	1前	1		30		○	○																			
		情報処理Ⅱ	1後		1	30		○	○																			
	コミュニケーションスキル	日本語表現演習	1後	1		30		○	○																			
		英語Ａ（基礎英語）	1前	1		30	母語とするものは除く1単位選択必修	○	○																			
		英語Ｂ（英文講読）	1後		1	30		○	○																			
		英語Ｃ（英会話）	2前		1	30		○	○																			
		中国語	1後		1	30		○	○																			
		韓国語	1後		1	30		○	○																			
		手話	2後	1		30		○	○																			
	健康	健康科学	1前		1	15	1単位選択必修	○	○																			
		実践スポーツ	1前・後		1	30		○	○																			
	小計（卒業要件）						24	24		0			0							0								24
専門分野	人体の構造と機能	生殖と倫理	2前	1		15	２単位以上選択必修	○	○	○		○																
		人体の構造と機能Ａ	1前	1		30				○	○	○																
		人体の構造と機能Ｂ	1後	1		30				○	○	○																
		人体の構造と機能Ｃ	1前	1		30				○	○	○																
		人体の構造と機能Ｄ	1後	1		30				○	○	○																
		生物学	1前		1	15				○	○	○																
		代謝学・栄養学	2前	1		30				○	○	○																
	疾病の成り立ちと回復の促進	感染免疫学	2前	1		30				○	○	○	○															
		薬理学	2後	1		30				○	○	○																
		看護病態学	2前	1		15				○	○	○																
		看護病態学演習	2後	1		30				○	○	○	○															
		疾病論Ａ	2前	1		30				○	○	○																
		疾病論Ｂ	2後	1		30				○	○	○																
	こころの健康	発達心理学	1後	1		30			○	○	○	○																
		臨床心理学	1前	1		30			○	○	○	○																
		人間関係論	1前	1		15			○	○		○																
		ホスピタリティ論	1後		1	30			○	○		○																
	地域社会と健康支援	公衆衛生学	1後	2		15				○	○	○																
		社会福祉・社会保障論	2後	2		15		○	○	○	○	○																
		人権論	2後		1	30		○	○			○																
		家族社会学	2後		1	30			○	○	○	○																
		コミュニティ論	2後	1		15			○	○		○																
	小計（卒業要件）						22	1		21			0							0								22
専門分野 専門基礎分野	基盤看護学	看護学概論	1前	2		15							○															
		看護倫理学	2前 ~~2後~~	1		15							○						○									
		基盤看護技術Ａ	1前	1		30				○			○															
		基盤看護技術Ｂ	1後	2		30							○															
		基盤看護技術Ｃ	2後	2		30					○		○															
		基盤看護技術Ｄ	2前	2		30							○															
		生活健康論	1前	1		30							○		○													
		看護ケア論	1後	1		15							○															
		地域基礎看護学	1後	1		15						○	○					○										
		生活健康論実習	1前	1		45														○		○						
		フィールド体験実習	1後	1		45														○						○		
		基盤看護学実習	2前	2		45														○								
	小計（卒業要件）						17	0		0			13							4								17

別表３（看護師課程）

区分			授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	基礎分野 科学的思考の基盤	基礎分野 人間と生活・社会の理解	専門基礎分野 人体の構造と機能	専門基礎分野 疾病の成り立ちと回復の促進	専門基礎分野 健康支援と社会保障制度	専門分野 I 基礎看護学	専門分野 II 成人看護学	専門分野 II 老年看護学	専門分野 II 小児看護学	専門分野 II 母性看護学	専門分野 II 精神看護学	統合分野 在宅看護論	統合分野 看護の統合と実践	臨地実習 専門分野 I 基礎看護学	臨地実習 専門分野 II 成人看護学	臨地実習 専門分野 II 老年看護学	臨地実習 専門分野 II 小児看護学	臨地実習 専門分野 II 母性看護学	臨地実習 専門分野 II 精神看護学	臨地実習 統合分野 在宅看護論	臨地実習 統合分野 看護の統合と実践	計
指定規則の教育内容									13		21			40								23							97
専門分野	専門実践分野	成人看護学	成人看護学概論	2前	1		15								○														
			成人看護学援助論Ａ	2前	2		15					○			○														
			成人看護学援助論Ｂ	3前 ~~2後~~	2		15					○			○														
			成人看護学援助論Ｃ	3前	1		15					○			○														
			成人看護学実習Ａ	3後	2		45																○						
			成人看護学実習Ｂ	3後	3		45																○						
		母子看護学	小児看護学概論	2前	2		15										○												
			小児看護学援助論	3前	2		15										○												
			小児看護学実習	3後	2		45																		○				
			母性看護学概論	2前	2		15											○											
			母性看護学援助論	3前	2		15											○											
			母性看護学実習	3後	2		45																			○			
		小計（卒業要件）						23	0		0			14								9							23
	地域包括支援分野	地域包括支援看護学	老年看護学概論	2前 ~~2後~~	2		15									○													
			老年看護学援助論	3前	2		15									○													
			老年看護学実習	3後	2		45																	○					
			精神看護学概論	3前 ~~2後~~	2		15												○										
			精神看護学援助論	3前	2		15												○										
			精神看護学実習	3後	2		45																			○			
			在宅看護学概論	2後 ~~3前~~	2		15													○									
			在宅看護学援助論	3前	2		15													○									
			在宅看護学実習	4前	2		45																				○		
			地域連携・協働支援論	3前	2		15						○								○								
			地域連携・協働実習	4前	1		45																○	○			○	○	○
			地域密着看護実習	4前	1		45																	○					
			まちの健康論	3前	1		15														○								
			公衆衛生看護学概論	2後 ~~3前~~	2		15														○								
			疫学	3前	2		15		○																				
		小計（卒業要件）						27	2		0			17								8							27
	看護統合分野	看護の統合と実践	看護活動と研究	3前	1		15														○								
			看護学統合研究	4前（4後）	2		15（45）														○								
			家族看護学	2前 ~~2後~~	1		15														○								
			看護管理学	4後		1	15	1単位以上選択必修													○								
			看護教育学	4後		1	15														○								
			リスクマネジメント論	2後	1		15														○								
			リフレクション論と実践	2後	1		15														○								
			生活リハビリテーション論	3前		1	15														○								
			災害看護論	2後	1		15														○								
			国際看護論	3前 ~~2後~~		1	15														○								
			看護総合	4後	1		15														○								
			看護学統合実習	4前 ~~4後~~	2		45																					○	
		看護学 公衆衛生	保健統計学	2後		2	15			○											○								
			学校保健	3前		1	15			○											○								
			産業保健	3前		1	15			○											○								
		小計（卒業要件）						11	0		0			9								2							11
卒業要件（最低）単位数								124	27		21			53								23							124
指定規則に対する増単位数									14		0			13								0							27

様式第２号（その２）

教育課程と指定規則との対比表

（保健師学校）　（鳥取看護大学看護学部看護学科）

教育課程 ＼ 指定規則の教育内容								別表１（保健師課程）										
								公衆衛生看護学				疫学	保健統計学	保健医療福祉行政論	臨地実習 公衆衛生看護学実習			計
区分		授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	公衆衛生看護学概論	個人・家族・集団・組織の支援	公衆衛生看護活動展開論	公衆衛生看護管理論				個人・家族・集団・組織の支援実習	公衆衛生看護活動展開論実習	公衆衛生看護管理論実習	
								2	14			2	2	3	5			28
基礎分野	基礎の学び	スタディスキル	1前	1		15	13単位以上選択必修											
		日本語表現	1前	2		15												
	人文科学	人間学	1前	2		15												
		心理学	1･2･3･4前		2	15												
		教育学	1･2･3･4前		2	15												
		宗教学	1･2･3･4後		2	15												
		文学	4後		2	15												
	社会科学	日本国憲法	1･2･3･4後		2	15												
		多文化共生論	4後		2	15												
		山陰論	1後	2		15												
	自然科学	化学	1前		2	15												
		住環境論	2･3･4前		1	15												
		統計学	1前		2	15												
		情報処理Ⅰ	1前	1		30												
		情報処理Ⅱ	1後		1	30												
	コミュニケーションスキル	日本語表現演習	1後	1		30												
		英語Ａ（基礎英語）	1前	1		30	母語とするものは除く1単位選択必修											
		英語Ｂ（英文講読）	1後		1	30												
		英語Ｃ（英会話）	2前		1	30												
		中国語	1後		1	30												
		韓国語	1後		1	30												
		手話	2後	1		30												
	健康	健康科学	1前		1	15	1単位選択必修											
		実践スポーツ	1前・後		1	30												
	小計（卒業要件）						24		0						0			0
専門支持分野	人体の構造と機能	生殖と倫理	2前	1		15	２単位以上選択必修											
		人体の構造と機能Ａ	1前	1		30												
		人体の構造と機能Ｂ	1後	1		30												
		人体の構造と機能Ｃ	1前	1		30												
		人体の構造と機能Ｄ	1後	1		30												
		生物学	1前		1	15												
		代謝学・栄養学	2前	1		30												
	疾病の成り立ちと回復の促進	感染免疫学	2前	1		30												
		薬理学	2後	1		30												
		看護病態学	2前	1		15												
		看護病態学演習	2後	1		30												
		疾病論Ａ	2前	1		30												
		疾病論Ｂ	2後	1		30												
	こころの健康	発達心理学	1後	1		30												
		臨床心理学	1前	1		30												
		人間関係論	1前	1		15												
		ホスピタリティ論	1後		1	30												
	地域社会と健康支援	公衆衛生学	1後	2		15		○	○			○	○	○				
		社会福祉・社会保障論	2後	2		15								○				
		人権論	2後		1	30												
		家族社会学	2後		1	30												
		コミュニティ論	2後	1		15								○				
	小計（卒業要件）						22		5						0			5
専門分野 専門基礎分野	基盤看護学	看護学概論	1前	2		15												
		看護倫理学	2前 ~~2後~~	1		15												
		基盤看護技術Ａ	1前	1		30												
		基盤看護技術Ｂ	1後	2		30												
		基盤看護技術Ｃ	2後	2		30												
		基盤看護技術Ｄ	2前	2		30												
		生活健康論	1前	1		30												
		看護ケア論	1後	1		15												
		地域基礎看護学	1後	1		15		○	○									
		生活健康論実習	1前	1		45												
		フィールド体験実習	1後	1		45									○			
		基盤看護学実習	2前	2		45												
	小計（卒業要件）						17		1						1			2

別表１（保健師課程）

区分			授業科目	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	公衆衛生看護学 個人・家族・集団・組織の支援	公衆衛生看護学 公衆衛生看護活動展開論	公衆衛生看護学 公衆衛生看護管理論	疫学	保健統計学	保健医療福祉行政論	臨地実習 公衆衛生看護学実習 個人・家族・集団・組織の支援実習	臨地実習 公衆衛生看護活動展開論実習	臨地実習 公衆衛生看護管理論実習	計
教育課程 ＼ 指定規則の教育内容					必修	選択			2	14			2	2	3	5			28
専門分野	専門実践分野	成人看護学	成人看護学概論	2前	1		15												
			成人看護学援助論Ａ	2前	2		15												
			成人看護学援助論Ｂ	3前 ~~2後~~	2		15												
			成人看護学援助論Ｃ	3前	1		15												
			成人看護学実習Ａ	3後	2		45												
			成人看護学実習Ｂ	3後	3		45												
		母子看護学	小児看護学概論	2前	2		15												
			小児看護学援助論	3前	2		15												
			小児看護学実習	3後	2		45												
			母性看護学概論	2前	2		15												
			母性看護学援助論	3前	2		15												
			母性看護学実習	3後	2		45												
		小計（卒業要件）						23		0						0			0
	地域包括支援分野	地域包括支援看護学	老年看護学概論	2前 ~~2後~~	2		15												
			老年看護学援助論	3前	2		15												
			老年看護学実習	3後	2		45												
			精神看護学概論	3前 ~~2後~~	2		15												
			精神看護学援助論	3前	2		15												
			精神看護学実習	3後	2		45												
			在宅看護学概論	2後 ~~3前~~	2		15												
			在宅看護学援助論	3前	2		15												
			在宅看護学実習	4前	2		45												
			地域連携・協働支援論	3前	2		15												
			地域連携・協働実習	4前	1		45									○			
			地域密着看護実習	4前	1		45												
			まちの健康論	3前	1		15			○		○			○				
			公衆衛生看護学概論	2後 ~~3前~~	2		15		○	○	○	○							
			疫学	3前	2		15				○		○						
		小計（卒業要件）						27		5						1			6
	看護統合分野	看護の統合と実践	看護活動と研究	3前	1		15												
			看護学統合研究	4前(4後)	2		15(45)												
			家族看護学	2前 ~~2後~~	1		15												
			看護管理学	4後		1	15	１単位以上選択必修											
			看護教育学	4後		1	15												
			リスクマネジメント論	2後	1		15												
			リフレクション論と実践	2後	1		15												
			生活リハビリテーション論	3前		1	15												
			災害看護論	2後	1		15			○	○	○							
			国際看護論	3前 ~~2後~~		1	15												
			看護総合	4後	1		15												
			看護学統合実習	4前 ~~4後~~	2		45												
		小計（卒業要件）						27		1						0			1
保健師教育課程	保健師教育分野	公衆衛生看護学	保健統計学	2後	2		15					○		○					
			学校保健	3前	1		15			○									
			産業保健	3前	1		15			○									
			公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	3前	3		15				○								
			公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	4前	3		15				○								
			公衆衛生看護管理論	4前	1		15					○							
			公衆衛生看護活動展開論実習	4前	1		45										○		
			公衆衛生看護管理論実習	4前	2		45									○	○	○	
		小計（卒業要件）						14		11						3			14
卒業要件（最低）単位数								124		23						5			28
保健師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数								138		23						5			28
指定規則に対する増単位数										0						0			0

学則新旧比較対照表

新

○鳥取看護大学学則

第１章　　総則

（目的）

第１条　鳥取看護大学　（以下「本学」という）は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、保健医療に関し、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助し、地域又は社会における保健医療及び福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

３　前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

（教育内容等の改善）

第３条　本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

２　前項の委員会については、別に定める。

第２章　　学部、学科、学生定員及び修業年限

（学部、学科及び学生定員）

第４条　本学に看護学部を置く。

２　看護学部の学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
看護学科	８０名	３２０名

（学部の教育目的）

第５条　看護学部は、人を思いやる豊かな人間性をはぐくみ、人の生き死にに誠実に向き合う堅固な倫理性と使命感を身につけ、専門的な知識や技術と科学的な思考にもとづく判断力を養い、他者（多職種）と協力して問題解決にあたる看護専門職として、地域に貢献する人材を育成する。

（修業年限及び在学年限）

第６条　本学の修業年限は４年とする。ただし、在学年数８年を超えることはできない。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学年）

第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（学期）

第８条　学年を次の２期に分ける。

前　期　　４月１日から９月３０日まで

後　期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

２　教育上必要がある場合、学長は前項の前期終了日及び後期の開始日を変更することができる。

（休業日）

第９条　休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日

(3) 本学の開学記念日　　５月４日

(4) 春期休業日　　３月１６日から３月３１日まで

(5) 夏期休業日　　８月１１日から９月３０日まで

(6) 冬期休業日　　１２月２５日から１月８日まで

２　必要がある場合、学長は、前項の休日を臨時に変更することができる。

３　第１項に定めるものの他、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

旧

○鳥取看護大学学則

第１章　　総則

（目的）

第１条　鳥取看護大学　（以下「本学」という）は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、保健医療に関し、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助し、地域又は社会における保健医療及び福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

３　前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

（教育内容等の改善）

第３条　本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

２　前項の委員会については、別に定める。

第２章　　学部、学科、学生定員及び修業年限

（学部、学科及び学生定員）

第４条　本学に看護学部を置く。

２　看護学部の学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
看護学科	８０名	３２０名

（学部の教育目的）

第５条　看護学部は、人を思いやる豊かな人間性をはぐくみ、人の生き死にに誠実に向き合う堅固な倫理性と使命感を身につけ、専門的な知識や技術と科学的な思考にもとづく判断力を養い、他者（多職種）と協力して問題解決にあたる看護専門職として、地域に貢献する人材を育成する。

（修業年限及び在学年限）

第６条　本学の修業年限は４年とする。ただし、在学年数８年を超えることはできない。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学年）

第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（学期）

第８条　学年を次の２期に分ける。

前　期　　４月１日から９月３０日まで

後　期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第９条　休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日

(3) 本学の開学記念日　　５月４日

(4) 春期休業日　　３月１６日から３月３１日まで

(5) 夏期休業日　　８月１１日から９月３０日まで

(6) 冬期休業日　　１２月２５日から１月８日まで

２　必要がある場合、学長は、前項の休日を臨時に変更することができる。

３　第１項に定めるものの他、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

（１年間の授業期間）
第１０条　本学の１年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、３５週にわたるものとする。

第４章　入学、退学、休学、復学及び除籍

（入学の時期）
第１１条　入学の時期は学年の始めとする。
２　前項の他にも、必要と認めた場合は学期の区分に従い入学することができる。
（入学資格）
第１２条　本学に入学することのできる者は、次の各号の１に該当する者とする。
(1) 高等学校を卒業した者
(2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
(3) 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣の指定した者
(5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの
（入学の出願）
第１３条　入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。
（入学の選考）
第１４条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第１５条　前条の選考の結果に基づき合格した者は所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の納入金を納めなければならない。
２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
３　学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。
（変更の届出）
第１６条　学生が住所、氏名を変更したときは届け出なければならない。
（編入学及び転入学）
第１７条　本学に編入学、転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限りその理由、学力等を考査し、教授会の議を経て学長が決定する。
（退学）
第１８条　疾病、その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保護者連署の上、願い出て学長の許可を得なければならない。
（休学）
第１９条　疾病その他やむを得ない理由によって、ひきつづき３ヶ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病のため出席することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
（休学期間）
第２０条　休学期間は１年以内とする。ただし、事情により休学期間の延長を認めることができる。
２　休学期間は、通算して４年を超えることはできない。
３　休学期間は、第６条に定める修業年限および在学年数に算入しない。
（復学）
第２１条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
（再入学）
第２２条　願いにより本学を退学した者が２年以内に再入学を希望した時は、その理由によって相当年次生としてこれを許可することがある。ただし、入学の時期および手続きは、第１１条、第１３条、第１４条および第１５条に準ずるものとする。
２　前項に関する事項は別に定める。

（１年間の授業期間）
第１０条　本学の１年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、３５週にわたるものとする。

第４章　入学、退学、休学、復学及び除籍

（入学の時期）
第１１条　入学の時期は学年の始めとする。
２　前項の他にも、必要と認めた場合は学期の区分に従い入学することができる。
（入学資格）
第１２条　本学に入学することのできる者は、次の各号の１に該当する者とする。
(1) 高等学校を卒業した者
(2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
(3) 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣の指定した者
(5) 大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
(6) 本学教授会において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）
第１３条　入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。
（入学の選考）
第１４条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第１５条　前条の選考の結果に基づき合格した者は所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の納入金を納めなければならない。
２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
３　学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。
（変更の届出）
第１６条　学生が住所、氏名を変更したときは届け出なければならない。
（編入学及び転入学）
第１７条　本学に編入学、転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限りその理由、学力等を考査し、教授会の議を経て学長が決定する。
（退学）
第１８条　疾病、その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て学長の許可を得なければならない。
（休学）
第１９条　疾病その他やむを得ない理由によって、ひきつづき３ヶ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病のため出席することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
（休学期間）
第２０条　休学期間は１年以内とする。ただし、事情により休学期間の延長を認めることができる。
２　休学期間は、通算して４年を超えることはできない。
３　休学期間は、第６条に定める修業年限および在学年数に算入しない。
（復学）
第２１条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
（再入学）
第２２条　願いにより本学を退学した者が２年以内に再入学を希望した時は、その理由によって相当年次生としてこれを許可することがある。ただし、入学の時期および手続きは、第１１条、第１３条、第１４条および第１５条に準ずるものとする。
２　前項に関する事項は別に定める。

（他大学への転入学）
第２３条　他の大学への入学または転入学を志願しようとする者は、学長の承認を得なければならない。
（除籍）
第２４条　次の各号の１に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
(1) 第６条に定める在学年数を超えた者
(2) 第２０条第２項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
(3) 授業料、その他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者

第５章　教育課程

（教育課程及び授業科目）
第２５条　授業科目は基礎分野科目、専門支持分野科目及び専門分野科目とする。
第２６条　授業科目の種類および単位数は別表１並びに別表２のとおりとする。
（単位の計算方法）
第２７条　各授業科目の単位数は、１単位あたり４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については３０時間の授業をもって１単位とする。
(2) 演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。
(3) 実習については、４５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については３０時間の授業をもって１単位とする。
(4) ひとつの授業科目について、講義、演習又は実習のうち２以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって１単位とする。
（単位の授与）
第２８条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
（学習の評価）
第２９条　学習の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。
（その他）
第３０条　試験および評価に関する事項は別に定める。

第６章　卒業等

（卒業の要件）
第３１条　学生が本学を卒業するためには、４年以上在学し、別表１に定める授業科目から１２４単位以上を修得しなければならない。
（卒業の認定及び学士の学位授与）
第３２条　前条に規定する要件を備えた者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
２　学長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
３　前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

学　部	学　科	学　位
看護学部	看護学科	学士（看護学）

（資格取得等）
第３３条　本学において取得できる資格等は、次のとおりとする。

学　部	学　科	資格等
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭二種免許状

（他大学への転入学）
第２３条　他の大学への入学または転入学を志願しようとする者は、学長の承認を得なければならない。
（除籍）
第２４条　次の各号の１に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
(1) 第６条に定める在学年数を超えた者
(2) 第２０条第２項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
(3) 授業料、その他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者

第５章　教育課程

（教育課程及び授業科目）
第２５条　授業科目は基礎分野科目、専門支持分野科目及び専門分野科目とする。
第２６条　授業科目の種類および単位数は別表１並びに別表２のとおりとする。
（単位の計算方法）
第２７条　各授業科目の単位数は、１単位あたり４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。
(1) 講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については３０時間の授業をもって１単位とする。
(2) 演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。
(3) 実習については、４５時間の授業をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については３０時間の授業をもって１単位とする。
(4) ひとつの授業科目について、講義、演習又は実習のうち２以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって１単位とする。
（単位の授与）
第２８条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
（学習の評価）
第２９条　学習の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。
（その他）
第３０条　試験および評価に関する事項は別に定める。

第６章　卒業等

（卒業の要件）
第３１条　学生が本学を卒業するためには、４年以上在学し、別表１に定める授業科目から１２４単位以上を修得しなければならない。
（卒業の認定及び学士の学位授与）
第３２条　前条に規定する要件を備えた者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
２　学長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。
３　前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

学　部	学　科	学　位
看護学部	看護学科	学士（看護学）

（資格取得等）
第３３条　本学において取得できる資格等は、次のとおりとする。

学　部	学　科	資格等
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭二種免許状

２　保健師国家試験受験資格を得ようとするものは、第３１条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表２で定める２８単位を修得しなければならない。
３　養護教諭二種免許状を得ようとするものは、前項の保健師国家試験受験資格の要件を充足し、かつ別表３で定める授業科目から８単位以上を修得しなければならない。

（単位の履修）
第３４条　学生は履修しようとする授業科目を毎学期はじめに所定の方法によって届け出なければならない。
２　各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第３５条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、６０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
３　その他必要な事項は別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第３６条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項により修得したものとみなした単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
３　その他必要な事項は別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）
第３７条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　本学が教育上有益と認める時は、学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の規定にもとづいて単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又はあたえることのできる単位数は、転学・編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて６０単位を超えないものとする。
４　その他必要な事項は別に定める。

第７章　入学検定料、入学料、授業料その他の学費

（検定料等の金額）
第３８条　入学検定料および入学料の額は次のとおりとする。
入学検定料　３０，０００円
入　学　料　３００，０００円
２　第１項は、第１７条の規定による入学の場合も同じとする。
（授業料等の金額）
第３９条　授業料は年額８００，０００円とする。その他の学費は別に定める。
２　第１７条の規定による入学の場合も同じとする。
３　特別の事由のある者に対しては、別に定めるところにより授業料を減免することができる。
（授業料等の納入期）
第４０条　前条の授業料等学費は、入学年度を除き指定期日までに納付しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。
２　授業料等学費に関する事項は別に定める。
（退学及び停学の場合の授業料）
第４１条　学年の中途で退学した者の当該学期分の学費は納入しなければならない。
２　停学期間中の学費は徴収する。
（休学の場合の学費）
第４２条　休学期間中は学費の一部を免除されることがある。

２　保健師国家試験受験資格を得ようとするものは、第３１条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表２で定める２８単位を修得しなければならない。
３　養護教諭二種免許状を得ようとするものは、前項の保健師国家試験受験資格の要件を充足し、かつ別表３で定める授業科目から８単位以上を修得しなければならない。

（単位の履修）
第３４条　学生は履修しようとする授業科目を毎学期はじめに所定の方法によって届け出なければならない。
２　各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第３５条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、６０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
３　その他必要な事項は別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第３６条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項により修得したものとみなした単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
３　その他必要な事項は別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）
第３７条　本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　本学が教育上有益と認める時は、学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の規定にもとづいて単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又はあたえることのできる単位数は、転学・編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて６０単位を超えないものとする。
４　その他必要な事項は別に定める。

第７章　入学検定料、入学料、授業料その他の学費

（検定料等の金額）
第３８条　入学検定料および入学料の額は次のとおりとする。
入学検定料　３０，０００円
入　学　料　３００，０００円
２　第１項は、第１７条の規定による入学の場合も同じとする。
（授業料等の金額）
第３９条　授業料は年額８００，０００円とする。その他の学費は別に定める。
２　第１７条の規定による入学の場合も同じとする。
３　特別の事由のある者に対しては、別に定めるところにより授業料を減免することができる。
（授業料等の納入期）
第４０条　前条の授業料等学費は、入学年度を除き指定期日までに納付しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。
２　授業料等学費に関する事項は別に定める。
（退学及び停学の場合の授業料）
第４１条　学年の中途で退学した者の当該学期分の学費は納入しなければならない。
２　停学期間中の学費は徴収する。
（休学の場合の学費）
第４２条　休学期間中は学費の一部を免除されることがある。

（復学の場合の授業料）
第４３条　学年の中途において復学した者は、復学した月から学年度末までの学費を復学した月に納付しなければならない。
（学費を納入しない場合の扱い）
第４４条　学費を納入しない者は試験を受けることができない。
（納付した授業料等）
第４５条　すでに納入した学費、その他の納付金は、原則として返還しない。ただし、学費を一括納入している場合は、別に定めるところにより返還されることがある。
（委託研究生等の学費）
第４６条　委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生の検定料、学費、その他の納付金については別に定める。

第８章　教職員組織

（教職員組織）
第４７条　本学に次の職員を置く。
学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。

第９章　教授会

（教授会）
第４８条　本学に重要事項の審議などを行なうため、教授会を置く。
（教授会の構成）
第４９条　教授会は、学長、教授、准教授及び助教をもって構成する。
（教授会の招集）
第５０条　教授会は、学長が招集する。
（教授会の審議事項）
第５１条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学、卒業に関する事項
(2) 課程の修了及び学位の授与に関する事項
(3) 教育課程に関する事項
(4) 教員の資格審査に関する事項
(5) 学生の退学、休学、復学及び編入学、転入学、除籍に関する事項
(6) 学生の厚生補導に関する事項
(7) 学生の褒賞及び懲戒に関する事項
(8) 委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生に関する事項
(9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
（その他）
第５２条　教授会に関する事項は別に定める。

第１０章　委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生

（委託研究生）
第５３条　公共機関、または民間企業体から委託研究生として推薦された者が、学修を願い出るときは、学生の学修に支障のない限りこれを許可することがある。
（外国人特別生）
第５４条　本学則第１２条に規定する入学資格を持たない外国人が、外務省、在外公館、または本邦所在の外国公館の紹介によって、本学の授業科目の一部について学修を願い出るときは外国人特別生としてこれを許可することがある。
（科目等履修生及び聴講生）
第５５条　本学則第１２条の各号の１に該当する者が、本学授業科目の一部について受講を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り審査の上、科目等履修生または聴講生として受講を許可することがある。
２　科目等履修生には試験を課し、合格した科目については教授会の議を経て当該科目の単位を授与する。ただし、聴講生には単位を認めない。
（その他）
第５６条　委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

（復学の場合の授業料）
第４３条　学年の中途において復学した者は、復学した月から学年度末までの学費を復学した月に納付しなければならない。
（学費を納入しない場合の扱い）
第４４条　学費を納入しない者は試験を受けることができない。
（納付した授業料等）
第４５条　すでに納入した学費、その他の納付金は、原則として返却しない。

（委託研究生等の学費）
第４６条　委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生の検定料、学費、その他の納付金については別に定める。

第８章　教職員組織

（教職員組織）
第４７条　本学に次の職員を置く。
学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。

第９章　教授会

（教授会）
第４８条　本学に重要事項を審議するため、教授会を置く。
（教授会の構成）
第４９条　教授会は、学長、教授、准教授及び助教をもって構成する。
（教授会の招集）
第５０条　教授会は、学長が招集する。
（教授会の審議事項）
第５１条　教授会は、次の事項に関して審議をする。

(1) 学則その他諸規程に関する事項
(2) 研究および教授に関する事項
(3) 教育課程に関する事項
(4) 教員の人事に関する事項
(5) 学生の入学、退学、休学、復学、試験、卒業および賞罰等に関する事項
(6) 学生の厚生補導に関する事項
(7) 委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生に関する事項
(8) その他学長が諮問する事項

（その他）
第５２条　教授会に関する事項は別に定める。

第１０章　委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生

（委託研究生）
第５３条　公共機関、または民間企業体から委託研究生として推薦された者が、学修を願い出るときは、学生の学修に支障のない限りこれを許可することがある。
（外国人特別生）
第５４条　本学則第１２条に規定する入学資格を持たない外国人が、外務省、在外公館、または本邦所在の外国公館の紹介によって、本学の授業科目の一部について学修を願い出るときは外国人特別生としてこれを許可することがある。
（科目等履修生及び聴講生）
第５５条　本学則第１２条の各号の１に該当する者が、本学授業科目の一部について受講を願い出るときは、学生の学修に支障のない場合に限り審査の上、科目等履修生または聴講生として受講を許可することがある。
２　科目等履修生には試験を課し、合格した科目については教授会の議を経て当該科目の単位を授与する。ただし、聴講生には単位を認めない。
（その他）
第５６条　委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

第１１章　賞罰 （表彰） **第５７条**　学業が特に優秀な者または学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て学長が表彰する。 （罰則） **第５８条**　本学則、ならびに教育の趣旨に背き、または本学学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。 ２　前項の懲戒の種類は訓告、停学および退学とする。 ３　停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が３か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。 ４　懲戒に関する事項は別に定める。	**第１１章　賞罰** （表彰） **第５７条**　学業が特に優秀な者または学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て学長が表彰する。 （罰則） **第５８条**　本学則、ならびに教育の趣旨に背き、または本学学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。 ２　前項の懲戒の種類は訓告、停学および退学とする。 ３　前項の退学は次の各号の１に該当する者に対して行う。 (1) 正当の理由がなくて出席しない者 (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 (4) 本学および社会の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者
第１２章　図書館 （図書館） **第５９条**　本学に図書館を置く。 ２　図書館に関する事項は別に定める。	**第１２章　図書館** （図書館） **第５９条**　本学に図書館を置く。 ２　図書館に関する事項は別に定める。
第１３章　研究所 （研究所） **第６０条**　本学に研究所を置く。 ２　研究所に関する事項は別に定める。	**第１３章　研究所** （研究所） **第６０条**　本学に研究所を置く。 ２　研究所に関する事項は別に定める。
第１４章　地域交流センター （地域交流センター） **第６１条**　本学に地域交流センターを置く。 ２　地域交流センターに関する事項は別に定める。	**第１４章　地域交流センター** （地域交流センター） **第６１条**　本学に地域交流センターを置く。 ２　地域交流センターに関する事項は別に定める。
第１５章　学寮 （学寮） **第６２条**　本学に学寮を置く。 ２　学寮に関する事項は別に定める。	**第１５章　学寮** （学寮） **第６２条**　本学に学寮を置く。 ２　学寮に関する事項は別に定める。
第１６章　公開講座 （公開講座） **第６３条**　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を随時開設することができる。	**第１６章　公開講座** （公開講座） **第６３条**　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を随時開設することができる。
附則 本学則は平成２７年４月１日から施行する。 本改正学則は平成２８年４月１日から施行する。	**附則** 本学則は平成２７年４月１日から施行する。

資料３

鳥取看護大学教授会規則　新旧対照表

新	旧
○鳥取看護大学教授会規則 **第１条**　本学に重要事項の審議などを行うために、教授会を置き、学長並びに専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。 **第２条**　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。 （1）学生の入学、卒業に関する事項 （2）課程の修了及び学位の授与に関する事項 （3）教育課程に関する事項 （4）教員の資格審査に関する事項 （5）学生の退学、休学、復学及び編入学、転入学、除籍に関する事項 （6）学生の厚生補導に関する事項 （7）学生の褒賞及び懲戒に関する事項 （8）委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生に関する事項 （9）前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。 **第３条**　学長は、教授会を招集し、その議長となる。 **第４条**　教授会は、教授会構成の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、公務による出張中の者及び病気療養中の者は総数に加えないものとする。 **第５条**　学長事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者が議長となる。 **第６条**　削除 **第７条**　教授会の円滑な運営をはかるため、次の専門委員会を置く。 （1）教務委員会 （2）学生委員会 （3）学術委員会 ２　その他必要に応じて、学長が各種委員会を置くことができる。 ３　専門委員の任期は１年とし、再任を妨げない。 **第８条**　この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。 **附則** この規則は、平成２７年４月１日から施行する。	○鳥取看護大学教授会規則 **第１条**　本学に教授会を置き、学長並びに専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。 **第２条**　教授会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）学則その他諸規程に関する事項 （2）研究及び教授に関する事項 （3）教育課程に関する事項 （4）教員の資格審査に関する事項 （5）学生の入学、退学、休学、復学及び転学に関する事項 （6）学生の試験、課程修了及び卒業に関する事項 （7）学生の厚生補導に関する事項 （8）学生の褒賞及び懲戒に関する事項 （9）委託研究生、外国人特別生、科目等履修生および聴講生に関する事項 （10）その他学長が諮問する事項 **第３条**　学長は、教授会を招集し、その議長となる。 **第４条**　教授会は、教授会構成の３分の２以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、公務による出張中の者及び病気療養中の者は総数に加えないものとする。 **第５条**　学長事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者が議長となる。 **第６条**　教授会の議決は、出席者の過半数の同意をもってする。 **第７条**　教授会の円滑な運営をはかるため、次の専門委員会を置く。 （1）教務委員会 （2）学生委員会 （3）学術委員会 ２　その他必要に応じて、学長が各種委員会を置くことができる。 ３　専門委員の任期は１年とし、再任を妨げない。 **第８条**　この規則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。 **附則** この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

資料４

鳥取看護大学　ＦＤ委員会規程

（目的）

第1条　この規程は、鳥取看護大学（以下「本大学」という。）学則第３条２項の規定に基づき、教員の教育研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、大学にＦＤ（Faculty Development）（以下「FD」という。）委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、その円滑な運営を行なうために必要な事項を定める。

（組織）

第２条　本委員会は、委員長、各委員、事務局をもって構成する。

２　委員長及び各委員は、毎年度当初、学長がこれを委嘱する。

３　委員長が必要と認めたときは副委員長を置くことができる。

（任期）

第３条　委員の任期は１か年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第４条　本委員会は、委員長が招集・開会し、議長となる。

２　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め意見を聴取することができる。

（審議事項）

第５条　本委員会は、次の事項を審議する。

１．教育研究活動改善の方策に関する事項

２．初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項

３．学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項

４．FD に関する教員への各種コンサルティングに関する事項

５．その他 FD に関連する事項

（報告）

第６条　委員長は、本委員会の審議結果を学長に報告しなければならない。

（実施事項の決定）

第７条　前条の報告内容の実施については、教授会の議を経て学長が決定する。

（実施事項の運用）

第 8 条　前条により決定した実施事項に関する実際的運用に関しては、教務委員会との調整を図りながら検討、実施するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、規定管理規程の定めによる。

（補足）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が学長・学部長と協議して定める。

附 則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

資料５

設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

1. 鳥取看護大学設置の趣旨・目的

本学は、優秀な看護師の地域への定着確保、ならびに地域の学生の幅や学習機会の確保など、地域的な課題の解決と質の高い医療・看護・福祉サービスを期待する地域社会からの強い要望を受け、平成 27 年 4 月に開学した。

教育研究上の理念を踏まえた上で、養成する人材像を「専門的な基礎知識と技能を持ち、豊かな人間性で患者に寄り添う人材」、「地域医療・在宅医療を支える人材」、「地域で働くことに喜びと誇りを持つ人材」と定め、看護専門職に携わる者として必要な、「人生の問題や課題に誠実に向き合う力」、「高い倫理性と堅固な使命感をもってひとに寄り添う力」、「基礎知識と論理的思考に基づいて論理的に看護実践する力」、「創造的に多職種と連携・協働する力」、「地域住人の健康と生活を支え、地域とともに歩む力」の５つの力（看護力）の育成を目的としている。

2. 設置の趣旨・目的の達成状況

1)教育課程・学生支援について

教育課程編成においては、学年進行に伴って「基礎分野（教養）」、「専門支持分野」、「専門基礎分野」、「専門実践分野」、「地域包括支援分野」、「看護統合分野」、「保健師教育分野」の 7 分野を段階的に配置し、特に「地域包括支援分野」は、本学設置の趣旨・目的を鑑みた特徴的な分野として配置した。

１学年につき２名の専任教員による担任制度に加え、専任教員１名あたり各学年３～４名ずつの学生を担当するチューター制度を導入した学生支援体制をとることにより、看護師・保健師の国家試験受験資格取得に係る十分な履修指導、学習指導、生活相談等を行った。

また、推薦入試合格者（入学予定者）に対し、入学前に説明会を行うとともに、学習課題を与え、学習態度の継続と知識の整理を促した。

2) 学生の確保について

平成 28 年度入学者選抜試験では、平成 27 年度に行った一般入試（前期・中期・後期日程）、公募推薦入試、社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期）に加えて、新たに指定校推薦入試およびセンター試験利用入試を行い、多様な受験生から学生を獲得することができた。

定員 80 名に対し 143 名の志願者（1.79 倍）があり、最終的に 83 名が入学した。入学者のうち 59 名（71.1%）が鳥取県出身者、16 名（19.3%）が島根県出身者であり、75 名（90.4%）が山陰両県の出身者で占められた。現時点で、ほぼ全員が卒業後は鳥取県内での就職を希望している。このことより、地域医療に貢献する質の高い看護師の養成を目的の一つに掲げた本学に対する期待の高さを窺うことができる。

3. 総括評価・所見

以上のように、現段階では、本学の設置の趣旨・目的は、設置計画に基づいて計画的に実施されており、着実に達成つつあるものと考えられる。

特に学生の確保については、平成 29 年度以降も、地域社会の要望に応えるべく、より多数の学生を確保する施策を展開していく予定である。